平成31年第1回大仙市議会定例会会議録第3号

平成31年3月5日(火曜日)

議事日程第3号

平成31年3月5日(火曜日)午前10時開議

第 1 一般質問

出席議員(27人)

小笠原 3番 三 浦 男 1番 高 橋 幸晴 2番 昌 作 常 4番 佐 5番 挽 野 利 恵 6番 秩 父 博 樹 藤 隆 盛 7番 石 塚 柏 8番 冨 出 喜 芳 9番 本間 輝 男 10番 11番 佐 藤 文 子 小 松 栄 治 藤 田 和久 13番 14番 健 15番 佐 藤 育 男 古 武 美 後 藤 16番 谷 佐 藤 芳 雄 徳 久 17番 児 玉 18番 19番 髙 橋 裕 20番 橋 本 五. 郎 21番 渡邊 秀俊 22番 佐藤清吉 男 23番 谷 道 2 4 番 大 山 利 吉 25番 鎌 田 正 金 26番 高橋 敏 英 27番 橋 村 誠 28番 茂 木 隆

欠席議員(0人)

遅刻議員(0人)

早退議員(0人)

説明のため出席した者

市 長 老 松博 行 副 市 長 佐 藤 芳 彦 長 副 市 長 博 教 育 吉川 正 西 山光 上下水道事業 代表監查委員 福 原 堅 悦 今 野 功成 管 理 者

総務部長 舛 谷 祐 幸 企 画 部 長 五十嵐 秀 美 市民部長 川浩資 健康福祉部長 実 佐 加藤 農林部長 福 田 浩 経済産業部長 高 橋 正人 建設部長 古 屋利 彦 災害復旧事務所長 進藤 孝 雄 病院事務長 教育指導部長 高 野 一 志 樫公誠 富 総務部次長兼 生涯学習部長 安達成年 福原勝人 総 務 課 長

議会事務局職員出席者

 局
 長
 加
 藤
 博
 勝
 参
 事
 進
 藤
 稔
 剛

 主
 幹
 冨
 樫
 東
 全
 主
 店
 主
 査
 佐
 藤
 和
 人

午前10時00分 開 議

○議長(茂木 隆) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

- ○議長(茂木 隆) 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。
- ○議長(茂木 隆) 日程第1、本会議第2日に引き続き、一般質問を行います。 5番挽野利恵さん。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(茂木 隆) はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

- ○議長(茂木 隆) はじめに、1番の項目について質問を許します。
- ○5番(挽野利恵) おはようございます。公明党の挽野利恵です。今回の定例会におきましても一般質問の機会を与えていただき、感謝を申し上げます。

今日は、県立高校の一般入試の日であります。未来を担う子どもたちが夢に向かって 頑張る姿を応援しております。

さて、この冬は例年に比べ穏やかな日が多いと感じます。雪の量も例年に比べて明らかに少ないと思いますし、屋根の雪下ろしをしていない市民の方々も多いと聞いており

ます。

また、先日、広域組合に問い合わせをしたところ、圏域では雪による人的被害が昨年の半数以下で、しかも死者の数がここ5年間では初めてゼロで推移していると伺いました。願わくば、このまま春を迎え、新しい御代の時代に入っていきたいものとだと切に思うものであります。

平成の時代が終わりを告げようとしている今、国会では不正統計問題がかまびすしく 論戦の中心となっております。まさに青天のへきれきで、よもや基幹統計による基礎 データが操作されていたとは信じ難く、絶対的な性善説の上に立ち、国民も諸外国も信 頼を寄せていた国の根幹部分が土足で踏みにじられた感があります。あらゆる分野に及 ぼす影響の大きさを思うと、私も憤りを禁じ得ない一人でありますが、今必要なことは 犯人探しや与野党のいがみ合いではなく、国の根幹を揺るがす一大事に真摯に向き合い、 今後の信頼回復に向けた道筋をどうつけるかについて、与野党が同じ方向を見て議論を 深めていくことではないでしょうか。今後の成り行きを注視したいと思います。

さて、去る2月22日の本会議初日に市長の施政方針演説をお聞きいたしましたが、それによると、平成31年度当初予算については、一般会計ベースでは大規模事業の終了により、2年連続でのマイナス予算となるようであります。しかしながら、その概要を拝見し、第2次総合計画に沿いながらも老松カラーが随所にちりばめられた積極型の予算と感じました。身の丈に合った予算を編成するのは至極当然のことであり、担当された職員の皆様にとっては、窮屈な編成作業だったということは想像に難くありませんが、奇をてらうことなく行政の本来の存在意義を踏まえたバランスの良い予算であると思います。今定例会の審議においては、是非各事業の内容について、丁寧な説明を心がけていただき、細部にわたる議会のコンセンサスを得た上での成立を図っていただければ幸いに存じます。

それでは、前置きが少し長くなってしまいましたが、通告に従い順次質問させていた だきますので、市当局の皆様にはご答弁についてよろしくお願いいたします。

はじめに、児童虐待とDV(ドメスティックバイオレンス)についてお伺いいたします。

今や子どもが虐待で亡くなる事件は年間50件を超え、平均すると実に1週間に1人の子どもが命を落としていることになります。今年に入ってからも千葉県野田市において、小学4年生の女の子が父親からの虐待が原因で亡くなるという痛ましい事件があり

ました。加害者である父親は逮捕され、さらに母親もそれを阻止しなかった責任があるとして逮捕されました。父親に虐待される我が子を、なぜ母親が守れなかったのか、逃げるという選択肢はなかったのかなどなど、私も子どもを持つ一人の母として、湧き上がるやりきれない気持ちになりました。実はこの母親自身も首を締められるなどの日常的にDVを受けており、身体的暴力に加え、家事・育児にだめ出しをされるという心理的虐待が絶え間なく続いていたそうであります。毎日続く緊張感と恐怖感が彼女の思考をゆがませていき、次第に父親の行為に対し何も言えなくなっていきました。母親は、警察への供述で「娘が虐待されていれば、自分が暴力を受けなくて済むと思った」という信じ難い感情を吐露しておりますが、それほど父親のエスカレートしていく身体的・精神的暴力に追い詰められていったのでしょう。父親が家庭内で絶対的権力を誇示するために、長年にわたり家庭内で身体的暴力や精神的暴力をふるっていた結果、母親は正常な判断ができなくなり、子どもが命を落とすという痛ましい事態になってしまったのだと思います。

この事件を受け、公明党では、しつけと称した体罰の一掃に向けた法整備や民法の「懲戒権」のあり方の見直しなど再発防止策を求め、安倍晋三首相宛てに緊急提言を行いました。提言では、しつけに体罰は必要といった誤った認識の一掃に向け、児童虐待防止法に体罰禁止規定を新たに盛り込み、政府を挙げて周知徹底するよう強調するとともに、民法上の「懲戒権」が、しつけを理由に体罰などを容認する根拠にされないよう見直しを求めております。この提言に対して政府も本腰を入れ、法整備、環境整備に動き出しております。

ところで、このDV、児童虐待の問題に関しては、現時点で相談できる窓口が幾つかあります。DVに関しては、内閣府が全国共通の電話番号から各地域のDV相談機関を案内する「DV相談ナビサービス」が実施されており、秋田県においては配偶者暴力相談支援センター、もしくは女性相談員が対応しております。また、警察においては、県民安全相談センターが相談に応じており、緊急性がある場合は、最寄りの警察が対応しております。

一方、児童虐待に関しては、厚生労働省が全国共通ダイヤルを設けており、そこから 最寄りの児童相談所につながるシステムがあります。秋田県においては、3カ所の児童 相談所があり、相談や通報の窓口となっております。ここ大仙市に最も近いのは、横手 の南相談所で、危険と思われるときは警察に通告することもできます。 さて、大仙市においては、DVは男女共同参画室、児童虐待については子ども支援課と教育委員会が対応しているほか、民間ボランティア団体の大仙市DV防止連絡会でもリーフレットなどを通じた啓蒙活動を行っております。その活動資金は、女性の奉仕団体「国際ソロプチミスト大曲」が多額の出資をしてくださり、DV等防止基金を創設して当市のDV防止の啓蒙・啓発活動に大きく寄与していただいております。

また、児童虐待については、幼稚園、保育園、小・中学校の先生方、また、地域住民の方々がきめ細やかに子ども、児童・生徒を見ていただいているおかげで、大きな事件にならずに済んでいると伺っております。

このように、行政、民間問わず、それぞれの組織で最大限取り組んでいただいておりますが、私は昨今の悲しい事例を見るにつけ、もはやDVと児童虐待を分けて対応するのではなく、人間を守るという観点から相談窓口を一本化することが必要ではないかと考えるに至りました。そこで、次の3点について質問をさせていただきます。

一つ目は、全国的に大きな問題となっている児童虐待とDVについて、大仙市はどのように捉え、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

二つ目は、児童虐待とDVは、互いに密接に関連している事例が多くあることから、 別々にではなく一本化した窓口が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

三つ目は、民間からの資金で支えられてきた「DV等防止基金」が枯渇しつつあります。今後は、市として独自に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

○議長(茂木 隆) 1番の項目に対する答弁を求めます。西山副市長。

【西山副市長 登壇】

○副市長(西山光博) 挽野利恵議員の質問にお答え申し上げます。

質問の児童虐待とDVについてでありますが、はじめに、児童虐待の問題につきましては、連日のように報道されるニュースを見るたびに、保護者に対する怒りはもちろんですが、関係機関や周囲でもう一歩踏み込んだ対応が取れなかったものかと心を痛めているところであります。

さて、大仙市におきましては、市で作成した児童虐待対応マニュアルに沿って、子どもが通っている保育所や認定こども園、学校、さらには健康増進センターや教育委員会、 医療機関、警察、児童相談所等の関係機関が関与しながら対応しております。

児童虐待が疑われる相談や通告があった場合には、関係機関で把握できる情報を速や

かに収集するとともに、受理会議を開き、緊急性を判断し、必要に応じて児童相談所や 警察に通報し連携を図るほか、子どもの安全確認のために家庭訪問を行います。

虐待に関する相談件数につきましては、平成26年度が21件、平成27年度が24件、平成28年度が11件、平成29年度が26件となっております。

なお、平成29年度の26件の経路別内訳ですが、児童相談所が9件、市が1件、認定こども園が1件、警察が10件、医療機関が1件、学校が2件、近隣や知人が2件となっております。

現在、大仙市要保護児童対策地域協議会を設置しており、それぞれの機関の役割分担を確認、調整するほか、必要に応じて個別ケース検討会議や実務者会議を開き、状況確認や支援方針の決定などを行っております。

今後も関係機関の連携を強化し、情報共有を図りながら適切に対応してまいります。

一方、虐待を根絶させるための取り組みも必要であると認識しております。少子化や核家族化を背景に家庭の子育て力が低下し、社会的な支援が必要な子どもや家庭が増えていることから、妊娠、出産、育児、子育てを通した切れ目のない支援体制を構築するため、今年の7月から「子育て世代包括支援センター」を3カ所開設し、きめ細かな相談によって育児の悩みを軽減してまいります。

今後は、さらに一歩踏み込んで、リスクが高いと判断される家庭に対応するため、現在の家庭支援体制をより充実させた「子ども家庭総合支援拠点」の開設を目指してまいりたいと考えております。

また、DV問題につきましては、配偶者等からの暴力ということであり、現在、男女 共同参画推進室で相談機関の紹介や防止と撲滅のための啓発をしております。ただし、 夫婦間の暴力行為を子どもが目撃した場合は、これも児童への虐待と同じリスクがあり ますので、子ども支援課で対応しているところであります。

次に、DVと児童虐待のどちらも相談できる窓口の設置につきましては、家庭内DV が児童虐待に発展する懸念もあることから、窓口の一本化は有効な手段であると考えて おります。

市といたしましては、DVと児童虐待のほかにも高齢者虐待や障がい者虐待、貧困問題などの相談も多くあるため、福祉関係全般に対応できる総合相談窓口の設置、あるいはどの相談窓口でもワンストップで応対できるような相談体制の確立という両面からも、組織の見直しなども含め改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、DV防止活動は、民間からの資金で支えられた基金ではなく、市として取り組むべきではないかというご質問でございますが、「大仙市ドメスティック・バイオレンス等防止基金」は、平成18年11月に民間団体から市のDV防止活動に役立てていただきたいとご寄付をいただき、同年12月、その寄付金を基金として積み立て、市のDV防止活動に活用させていただいております。

これまで、DV防止活動事業の運営に当たりましては「大仙市ドメスティック・バイオレンス防止連絡会」との協働により啓発事業を行っており、平成19年度からは基金を活用して「大仙市ドメスティック・バイオレンス被害者等支援金交付」を開始し、平成29年度までに12件、18万4,065円をDV被害者に対する一時的保護または避難に要する費用の一部支援として支給しております。

このような基金を活用した取り組みにつきましては、市の関わり方や役割などを来年度中に協議することとしておりますが、今後も市ではDV被害者相談窓口の周知をはじめ、県や警察署などの関係機関、民間団体との情報共有や連携を深め、現在行っているDV被害者に対する一時的保護または避難に要する費用の一部支援など、市として果たすべき役割を基金が有る無しにかかわらず、しっかりと担ってまいりたいと考えております。

【西山副市長 降壇】

- ○議長(茂木 隆) 再質問はありませんか。
 - (「はい」と呼ぶ者あり)
- ○議長(茂木 隆) はい、5番。
- ○5番(挽野利恵) 大変前向きなご答弁いただき、本当にありがとうございます。私も 児童虐待とDVだけではなく、この高齢者、障害者、またはDVというのは女の人が被 害に遭うような印象が強いんですけれども、実は家庭内で男性の方が奥様から厳しい叱 咤激励を受けている場合もございます。これは問題にならない場合が多いんですけれど も、そういうことで、本当に人を守るという観点から、大仙市も前向きに、さらに前向 きに取り組んでいただきたいと思います。答弁は結構です。
- ○議長(茂木 隆) 次に、2番の項目について質問を許します。
- ○5番(挽野利恵) 次に、外国人労働者についてお伺いいたします。

政府は昨年6月に、2025年までに50万人超の外国人労働者の受け入れを目指す と発表し、その後の国会審議を経て、同年12月に「特定技能」という新しい在留資格 で外国人労働者を受け入れる出入国管理法の一部改正法律が成立いたしました。

外国人就労拡大の背景にあるのは、言うまでもなく深刻な人手不足です。日本の人口は2060年までに32.3パーセント減ると予測されており、特に労働力として期待される生産年齢人口は、同年までに45.9パーセント減と予測され、その後もどんどん人手不足が深刻化することが懸念されております。特に人手不足が問題となっているのは「5業種」と呼ばれる建設、農業、宿泊、介護、造船業です。ほかにもビルクリーニング、食品・飲料製造、電気機器、車の整備などを含む「14業種」においても人手不足が心配され、今後積極的に外国人就労を拡大していく方針としております。

この法律は、今年の4月から施行され、特定技能1号の試験を実施するのは介護、宿泊、外食の3業種になる見込みで、外国人労働者の単純労働が許可されることになると話題になっております。専門知識や高いコミュニケーション能力を求められる介護やおもてなし、また、臨機応変な対応が必要となる宿泊・外食を一概に「単純労働」と呼べるのかと疑問視する声も上がっておりますが、外国人労働者の単純労働を禁じてきた我が国の方針が大きく変わる転機となることは間違いないでしょう。

大都市ではコンビニや飲食業で働く留学生が多く、カタカナ表示の名札を多く見かける昨今です。大仙市においては、まだまだ外国人労働者は多くないと思われますが、近い将来、労働人口の不足を補う戦力として外国人労働者が増えることは確実と考えられます。

そこで一つ目の質問ですが、現在、大仙市における外国人労働者はどのぐらいいらっしゃるでしょうか。また、どのような業種に従事されているのでしょうか、お伺いいたします。

働く環境はそれぞれの受け入れ企業が努力するものでありますが、忘れてはならないのは生活環境の整備であります。例えば、異文化による生活習慣の違いから起きるトラブルもあります。他の自治体でよく聞かれるのがごみの分別など、私たちが日常的に行っていることも、「知らなかった」「情報がなかった」ため問題になることが多いと聞きます。外国人が多く住む地域では、外国人を消防団に加えたり、分かりやすい言葉とひらがなを多用する「やさしい日本語」を広げるといった取り組みが進んでいるそうであります。このような共存のノウハウは、是非参考にしていただきたいと思います。

さて、本市ホームページにおいて、多言語の情報提供をしておりますが、大仙市のトップページ左上にひっそりと「Global Site」とあり、そこをクリックす

ると英語、韓国語、中国語と展開していきます。私も見てみましたが、それは観光客などに向けたもので、住民サービスなどの情報については残念ながら乏しいと言わざるを得ないと感じました。

他方で、外国人労働者のもとに市の職員が出向き、丁寧に教えていることもお聞きしました。ネット上ではなく、現実に接することは、お互い顔が見えることで異国の地であっても安心感が増すと思いますし、外国人を雇用する企業にとっても市が応援してくれることは力強く感じるのではないでしょうか。とてもありがたく感じますし、ご難儀をおかけしますが、是非継続して応援していただきたいと思います。

そこで二つ目の質問ですが、外国人労働者に対するニーズが高まる中、暮らしの安心を確保することは大前提であります。外国人労働者が大仙市に住み生活していくことは、労働人口不足を補うだけでなく、衣食住の面で地域の経済にも少なからず影響するでしょう。外国から来る側と受け入れる側が、住みやすく共生できるまちづくりを進めるためにも、本市においても外国人労働者のための生活環境などの整備が必要ではないでしょうか。制度ができてそれで終わりではなく、また、流れに任せ様子見をするのでもなく、それを運用していく自治体として、あらゆる政策に共通した、しかも迅速な対応が重要だと思います。加えて、外国人との共生のための生活上のルールや基準、あるいは抽象的な表現になりますが、まちの雰囲気といったものについても、行政が率先して関与し、これからの時代にマッチした良好な関係をつくり上げていく努力が必要と考えますが、市としての方針、見解をお聞かせ願いたいと存じます。

- ○議長(茂木 隆) 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。
- ○市長(老松博行) 挽野利恵議員の二つ目の発言通告の外国人労働者に関する質問につきましては、経済産業部長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(茂木 隆) 高橋経済産業部長。
- ○経済産業部長(高橋正人) 質問の外国人労働者についてお答え申し上げます。

はじめに、現在の本市における外国人労働者の人数及び業種につきましては、平成30年12月末現在で、31事業所において109人が雇用されており、業種に関しましては、建設業が2社2人、製造業が15社47人、卸売・小売業が4社20人、宿泊・飲食サービス業が1社3人、教育・学習支援業が3社5人、サービス業が2社8人、その他が4社24人となっております。

4月に施行される改正入管法では、深刻な人手不足の業種に対応するため、新たな在

留資格として「特定技能」を有する外国人労働者の受け入れが開始されることから、市 内産業を支える人材の確保と育成が喫緊の課題となっている本市におきましても、今後、 外国人労働者の増加が見込まれるところであります。

次に、本市における外国人労働者のための生活環境の整備についてでありますが、外国人の市内定住や就業の促進を図る上で、その基盤となる日本語の習得や生活習慣の違い、地域住民とのコミュニケーションの取り方など、議員ご指摘の生活文化の違いから生じる様々な問題が挙げられるところであります。

本市では、外国籍住民へのサポートとして、大仙市・仙北市・美郷町による「大仙仙 北地域外国籍住民等サポート事業」において、3名の相談員を配置し、生活していく上 での困り事などを相談する体制を整備しているほか、「在留外国人のための日本語講座 事業」を毎週開講しております。

また、外国人向けに英語や韓国語、中国語に翻訳された市ホームページの設置や、市内事業所に就労する外国人向けの研修会へ講師派遣などを行っているところであります。

今後は、増加が見込まれる外国人労働者が安心して就労・生活できるよう、ハローワークや県と連携し、企業側には適正な労働条件の確保や雇用管理の改善を働きかけていくとともに、県や労働局、商工会議所などが実施する外国人材の受け入れに関するセミナーへの参加を周知してまいります。

また、外国人労働者へは、言葉の壁の克服や生活環境の違う日本で安全で安心して生活を送ることができるよう、市ホームページの充実に加え、日本語講座に関する周知や、より地域に溶け込むための地域行事への参加促進、要請があれば市職員が企業へ出向き生活上のルールや地域の紹介をしていくなど、生活環境の整備に関係各課で取り組んでまいります。

○議長(茂木 隆) 再質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(茂木 隆) これにて5番挽野利恵さんの質問を終わります。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長(茂木 隆) 次に、23番金谷道男君。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(茂木 隆) はい、23番。

【23番 金谷道男議員 登壇】

- ○議長(茂木 隆) はじめに、1番の項目について質問を許します。
- ○23番(金谷道男) 大地の会の金谷です。通告に従いまして、3項目について質問を させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

はじめに、防災対策についてお伺いいたします。

市長の施政方針でも述べられたとおり、昨年も1月の豪雪、5月の大雨、夏の猛暑、 度重なる台風の襲来、大阪や北海道での地震と、相変わらず全国各地で自然災害が続き ました。大仙市においても一昨年程でないものの災害の恐れがたびたびありました。も はや災害は忘れたころにやってくるのではなく、忘れないうちにやってくるもののよう になったようであります。しっかりと備えることが、ますます重要です。

大仙市においては防災担当部局を中心に、しっかりと備えを固めていることは心強い限りです。しかし、災害対策には万全はありません。常に備えのさらなる充実に心がけてほしいと思います。そこで災害対策に関する2点について市長のお考えをお伺いいたします。

1点目は被災者支援システムについてです。

去る12月下旬に大地の会、公明党の会派の合同で西宮市情報センターを訪れ、被災者支援システムの開発者であり、全国でこのシステムの実践使用を進めている同センターの吉田所長から被災者支援システムの研修を受けてまいりました。この被災者支援システムは、行政の持つ情報を活用して避難所関連、倒壊家屋管理、避難行動要支援者関連、被災予測、復旧・復興関連、緊急物資管理関連、犠牲者・遺族管理、仮設住宅管理等、災害の予防、応急、復旧の各場面での対策に当たって被災者の支援に立ってしっかりと寄り添い、支援を適時的確に行えるシステムとして実践使用されているものでした。

阪神・淡路大震災の際に開発され、その後の東日本大震災や各地の災害への支援の中で改良を重ね、実際に使用しながら進化させたものであるということでした。大変実践的で、それぞれの地域事情に合わせた使い方ができる柔軟性もあるとも感じました。

自治体が持つ情報を有機的に結びつけることは、災害対策にとって重要なことだと思います。大仙市でも被災者支援システムを導入していると思いますので、取り組みの現状をお伺いするとともに、今回我々が研修してきた被災者支援システムは総務省も支援しているシステムです。活用の支援体制もあるようでした。このシステムの「使いながら進化させる」というようなシステムでもあるとも感じました。今後の有効活用にさら

に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、防災ラジオについてであります。

いうまでもなく災害の予防、応急対策、復旧対策、いずれの場面においても、適時的確な情報の収集と市民への周知、伝達が必要です。これまで私は何回も同じような質問をしていますので、またかと思われそうですがお伺いいたします。

平成30年度の市民による行政評価の個別事業評価の中で、FMはなびに関連して防災ラジオの質問がありました。それによると、「情報伝達手段として防災ラジオが有効と思うか」という問いに90.9パーセントが「そう思う」ということであります。「防災ラジオを持っていますか」には「持っている」と「職場にある」を合わせても26.3パーセントでした。さらに、「自宅用に購入したいか」には「無償なら利用する」が56.8パーセント、「金額次第で購入する」が12.6パーセント、「高くても購入する」は4.3パーセントでした。また、「必要を感じない」が26.3パーセントありました。

この結果を受けた同評価の今後の方針の中で、方向性として、無償貸与の対象者や価格について検討したいとありました。もちろん災害情報伝達手段は重層的でなければならないので、防災ラジオだけでとは思いませんが、自前の伝達手段であることは確かです。

先日、担当課から現在の貸与状況をいただきました。それによりますと、貸与対象世帯と関係機関に7,198台貸与されており、貸与対象の67.6パーセントでした。確かに個別事業評価の自由記載の中にもあったとおり、一人暮らしで聴覚障害をお持ちの方や一部電波の届かない地域があるなど、個々の世帯事情によって、あるいは地域によって必要度が違うかもしれませんが、有効性はあると思います。まずはこの対象の方々への貸与をしっかりと進めてほしいと思います。

加えて、一斉に強制的に情報を伝達できる方法ですので、現在対象外となっている世帯についても貸与するということを、この防災ラジオ配布事業の事業目標にして進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長(茂木 隆) 1番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長(佐藤芳彦) 金谷道男議員の質問にお答えを申し上げます。

はじめに、被災者支援システムの活用についてであります。このシステムは、被災者

の援護を総合的かつ効果的に実施できるシステムとしまして、平成7年阪神・淡路大震災で被害を受けました兵庫県西宮市が独自に開発したものでございます。その後、東日本大震災など多くの災害におきまして、各地の自治体の経験を踏まえ改良されております。大仙市でも災害時、多岐にわたる被災者支援に有効にできると考え、平成30年3月に導入をしております。

大仙市で導入いたしました被災者支援システムは、いわゆる標準パッケージ版であります。長期的な避難や多くの倒壊家屋が発生するような大災害が発生した際、「被害情報の集計」や「り災証明の発行」「避難者名簿の作成」などの業務において有効に活用することができるものであります。現在、定期的な住民基本データとの取り込み作業や保守管理、職員の操作研修などを実施しております。

また、来年度は、先に議会の会派の大地の会、公明党の会の皆様も視察された兵庫県 西宮市で、この支援システムを開発されました情報センター長の吉田氏を講師に迎えて 講習会の開催を予定しております。

議員のご質問にありました被災予測や復旧・復興関連などにも活用できる機能につきましては、地図データなどのGISを活用することから、現在導入しておりますシステムのオプション機能となっておりますので、今後、専用サーバ機器の導入やシステムの構築作業などの動作環境の整備について、しっかり検討してまいりたいと考えております。

次に、防災ラジオの無償貸与につきましては、事業がスタートした平成28年度に市が購入した1万個を平成30年度までの3年間で「避難行動要支援者世帯」や「避難行動要配慮者利用施設」「生活保護世帯」に配布する計画としておりました。しかしながら、防災ラジオを「必要ない」とする世帯や、対象となっている方の死亡や転居などにより、貸与率が伸び悩んでいたことから、無償貸与枠を拡大することとし、平成29年7月の水害において浸水被害に遭われた世帯のほか、災害発生時には救助する側にも必要であるとのご意見もあり、自主防災組織や消防団幹部、官公庁、災害時協力企業などにも防災ラジオを配布しております。2月末現在におきまして約7,200個を無償貸与しております。

議員ご承知のとおり、緊急時の災害情報入手手段は、TVやメール、広報車、家族や 友人からの連絡、ラジオ、SNS、自主防災組織の連絡網など多岐に渡っている現状で あります。こうした中、今年度実施しました個別事業評価の結果を見ますと、防災ラジ オにつきましては90.9パーセントの方が「災害時に有効である」と考えておられます。また、56.8パーセントの方から「無償なら利用する」との回答をいただいております。こうした評価も踏まえ、今後の防災ラジオの無償貸与につきましては、個別事業評価やアンケート調査の結果をもとに、他の伝達手段の整備などと平行し、まずは今ある在庫分について「避難行動要支援者世帯」への貸与を引き続き実施して、市民の皆様に防災ラジオの普及を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

【佐藤副市長 降壇】

- ○議長(茂木 隆) 再質問はありませんか。
 - (「はい」と呼ぶ者あり)
- ○議長(茂木 隆) はい、23番。
- ○23番(金谷道男) ありがとうごさいました。

防災システムの関係ですけれども、この前の実は予算要望のときにもお話しましたが、 是非吉田所長をお招きして講習会をやってくださいということでしたけれども、早速取 り組んでいただけるということで非常に心強い限りであります。

余談ですが、住民辞書という名前で吉田所長はおっしゃっていましたが、いわゆる住宅地図、市民の一人一人の居住地と、それからその方の情報が連動しているということをやっているということで、非常に私、それがすごいなと思いました。やっぱり災害に当たっては、一人一人をどうやって救うかということなので、やっぱり人とそういう位置情報をしっかり結びつけてやっているということが非常にやるべきだなというふうに感じてきました。そういうところも含めて、それからパッケージだと思います。私、先程も言いましたとおり、進化させていくものであるというようなお話でしたので、是非そこら辺のところをしっかり所長から指導を受けて、より良いものにつくり上げていただければいいなというふうに思います。いつでも、それこそボランティア精神で来るって言ってましたので、是非そのようにして進めていただければと思います。

それからもう一つのラジオの方なんですが、今、答弁の中にもありましたが、まずは 今、配布をしっかりする、それはもちろん私もそうだと思います。しかし同時に、やっ ぱり最終的な、私さっきも言いましたが、事業の目的としては、やはり全員のとこに届 く、そういうシステムをやっぱり考えていくべきではないかなと思います。今、大仙市、 3万1千ちょっとした世帯数です。1万のラジオを作りましたので、もう残り2万とい うことなんですが、私、決してその2万という数字、全てが必要だとは私も思いません。ただ、優先順位をつけて、さっきもちょっとおっしゃっていましたが、例えばどうしても情報が遅くなりそうな遠いところからやるとか、あるいは言い方悪いですが、割と浸水被害があるところにやるとか、そういう優先順位というのは当然あるんだと思います。その優先順位をつけてでも早めに、その全ての世帯に、一つの情報伝達手段としてやっぱりやるべきでないかなと。防災行政無線のある地域もありますけども、それも次の更新の時には、やっぱり電波の関係等もあって、決してそのままいくわけではないと思うので、ある意味で防災行政無線をまだやっていませんので、それに代わるものという考え方は当然あるんだと思います。ということで、実はその、やっぱり財源の問題になると思うんです。そうしたときに、その防災行政無線というのは、今、国の方でも確か制度があって、補助金も多分まだあるんでないかなと思います。そこら辺ちょっとわかりませんが。今、国も一生懸命防災、防災って言ってますので、今回も防災の補正があるようでしたけれども、そういった補正の中の制度の中に、そういった活用できるものがないものなのかなというふうなこともちょっと感じました。そこら辺のところはどんな具合になっているのでしょうか。

- ○議長(茂木 隆) 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。
- ○市長(老松博行) 金谷議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

当初の計画では、1万個を有効活用するということで、特に情報弱者の皆さんへお配りしたいということで始まったところですけども、中にはもう不要だという方もいらっしゃるみたいで、また、若い人と同居の場合は、特に若い人は普通のFMラジオを持っているので大丈夫だとおっしゃる場合もあるようですので、本当に必要な、また原点に戻って情報弱者といいますかね、いろいろ情報、いくら若い人と同居をされていても、日中は仕事に行かれて、高齢者の方が1人で残っている場合もあるだろうというふうに思っておりますので、そういった本当に必要とされている方をもう一回ですね、調査するなどして、この1万個に限らないで対応してまいりたいと、そういった計画をまた改めて調査しながら立てたいというふうに思っております。

財源は、過疎ソフト、当市の場合は過疎ソフトを充当したということでありますので、 そうしたものもまた利用できるかどうか確認しながらですね、本当に必要な方にしっか りとお配りするという形で進めてまいりたいというふうに考えています。

○議長(茂木 隆) 再々質問ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ○議長(茂木 隆) はい、23番。
- ○23番(金谷道男) 大変ありがとうございます。いずれ私も最終的には財源の問題って当然ある話なので、これは決して私は市だけの問題でなくて、日本全国同じような問題を当然抱えていることなので、我々としてもできる範囲で国・県なりの上の方に要望することも一緒にやっていき、いくらかでも財源確保ができることを弾みにしていただきたいと思いますが、いずれ一人一人のところに届くような最終目標を立てて進めていただければ大変ありがたいなと思っています。

以上でこの質問を終わりたいと思います。

- ○議長(茂木 隆) 次に、2番の項目について質問を許します。
- ○23番(金谷道男) 次に、2番目の質問に入りたいと思います。

予算の関係なんですが、今、財政を取り巻く状況が非常に厳しい中で平成31年度の 予算編成に当たり、市長はじめ職員の皆さんは大変苦労してつくり上げたことだと思い ます。大変ご苦労様でした。

個別事業についての質問は、明日の予算質疑で何点かさせていただきますが、今回は 予算の考え方ということでちょっと質問をさせていただきます。

地域が元気であるということのもとの一つには、経済の元気があると思います。市の 生産額、いわゆる市の総合生産額は、その元気度を示す一つの指標でもあると思います。 私が言うまでもなく総生産額は、経済主体である企業、農業者、個人商店、協同組合、 NPO、自治体、そして個々の市民の方々が生み出す経済活動の成果であります。この 額を表す秋田県市町村民経済計算によりますと、大仙市の総生産額は、平成18年から 平成27年までの10年間で見ると、平成18年度の2,866億3,300万円が最 高で、以来、減少が続き、平成27年度には2,359億2,300万円でした。中央 では好景気と言われていますが、地方では必ずしもそうでない現実が感じられます。

この統計は28年以降の分はまだ発表されていないようなのではっきりしませんが、 それでも最近は県とか市の雇用動向や県内の経済研究所が出している経済指標を見ると、 少しは上向きの様子も見てとれます。いずれ、このいわばみんなで稼ぎ出す大仙市の総 生産額を何とか拡大しなければならないことは確かです。

地域の経済を持続的に発展させるために大事なことは、地域の経済主体が繰り返し地域の中での再投資を続けることにあると思います。地域の中で再投資がされると、雇用

の維持や原材料の再生産と調達、サービスの持続的供給がなされることになります。この回転が地域内で数多くされればされるほど、地域の所得は上がります。地域の担税力も増えていきます。要するに、地産地消の考え方が必要だということであります。

非常にざっくりした話なんですが、例えばパン屋さんが地域外で生産したパンを売っているだけであれば、地域には販売人件費プラスアルファぐらいしか残りません。しかし、自分で作るか、あるいは地域内で生産したものを売れば、人件費プラス生産費が地元に残ります。また、生産原料である小麦が地元産であれば、原料費も残ります。この違いは、ある人のデータによれば、4倍差が出るということであります。これは別にパン屋さんに限った話ではなくて、いろんな経済の場面であると思います。

今、経済の寡占化が進み、地方にも中央の大手資本が進出しております。地元企業が 非常に苦戦している状態であります。そんな中、地域に根差した地元経済主体は、民間 の活力がそんなに大きくない大仙市にとっての一般会計、特別会計、合わせて約660 億円は大変大きなものがあると思います。この予算のうち、どのぐらいが地域内再投資 に向くかが大変重要なことであります。行政は、幅広い仕事を通じてお金を使います。 工事の発注や物品の調達、サービスの発注であります。そのときにコストを下げること が大事と、どこの誰でも安ければよいと考えて地域外発注をすると、自分の地域の経済 力を低下させかねません。また、市の事業として、ほかにも福祉の給付やイベント開催 などがあります。これらについても地域内でお金の回るような仕組み、地域通貨や共通 商品券との連携なども考えられます。また、当然やられていると思いますが、学校給食 の食材の地元調達、そのほかにも公共施設の運営、あるいは福祉事業等での雇用もあり ます。雇用賃金は消費につながります。人件費は経済的な効果が大きいと思います。安 価にすることだけではなくて、的確な価格で雇用することが大事であります。人はお金 を使います。施設はなかなかお金を使ってくれません。もちろん何でも全て地元ででき るということでありませんし、施設は全て駄目といっているわけでありません。政策立 案に当たって、あるいは政策の実行である予算執行に当たって、支出が地域内での消費 や再投資が増えるようなことを視野に入れて私は進めるべきと考えますが、いかがで しょうか。お尋ねをいたします。

○議長(茂木 隆) 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長(老松博行) 質問の予算と地域経済についてお答え申し上げます。

ただいま金谷議員からご指摘ありました地産地消の考え方、これは地方創生の面から 見ても大変大事なことであるというふうに認識しております。そうした気持ちで答弁さ せていただきたいと思います。

地域が元気になるためには、議員のご指摘にありましたとおり、地域経済の発展が大事な要素であります。これに関連した予算として、来年度は、今年度の市民による事業の個別評価の結果、約8割の方が継続実施を望んでいる「住宅リフォーム支援事業」を引き続き実施し、居住環境の向上とともに市内住宅関連産業の活性化及び雇用の創出につなげたいと考えております。

このほか「工業振興奨励事業」や「創業支援事業」など、地域経済の発展に資する取り組みや大仙市産「いぶりがっこ」の増産に係る大根の産地化や2次加工品開発の推進、「地域の魅力再発見事業」として地域団体が実施する湧き水を活用した新たな特産品開発支援などを通し、地域の特徴を生かした取り組みも進めてまいります。

また、国の平成30年度第2次補正予算に係る補正予算案として、今次定例会に事務費の一部を追加提案させていただきます「プレミアム付商品券事業」につきましては、本年10月からの消費税率引き上げに伴う消費への影響の緩和と、地域における消費を喚起するため、低所得者及び子育て世帯を対象として来年度実施が予定されており、地方におきましても確実な効果があることを期待するところであります。

このような市独自の施策展開や国の施策だけではなく、予算の執行におきましては、工事の発注や物品の調達などでは、これまでも可能な限り市内業者に依頼することとしており、臨時職員等の雇用や業務委託におきましても同様の取り扱いをしていることから、地域経済の発展や地域活力の創出につなげております。大仙市内には、多種多様な企業や事業所、商店があることから、物品の購入や役務の提供など、あらゆる面において市内だけで完結できることが多くあります。議員のご指摘にもありましたとおり「地産地消」が地域経済に資することを予算執行に生かしながら、職員が共通認識のもと、地域内経済が上向くよう、また、地域の元気から市全体の元気に発展するよう努めてまいりたいと考えております。

【老松市長 降壇】

- ○議長(茂木 隆) 再質問はありませんか。
 - (「はい」と呼ぶ者あり)
- ○議長(茂木 隆) はい、23番。

○23番(金谷道男) 大変、私の申し上げました地産地消の発想で進めていただけるということで、大変ありがとうございます。そのようにお願いしたいと思います。

実は、ちょっとこの話にネタがありまして、地域に元気を取り戻すための人口と地域 消費の1パーセントを考えましょうという、ちょっと文書がありまして、私、そこを見 て今のことを思いついてちょっと質問したんですが、実は集落消滅するという予測が ずっと出たことなんですが、その後の流れを見ると、決して予測どおりになっていない ということから始まった話なんですが、今、人口急増している市町村というか地域は、 全てなくなるだろうと予測されたところでした。私のデータでありませんので、これ手 元にありますけども。ただ、残念ながら東北にはいないようですけれども、すごいとこ ろは27.7パーセントという村があります。私、全部が大きく一つの目で見るという と、なかなか1パーセントって大きいんですが、それぞれの小さい単位で見ると、1 パーセントぐらいならいけるんでないかというような気持ちになってほしいということ で、この方は書いていたようですけれども、いわゆる山村みたいなところです。私、こ の後も、ひとつ、その地域の経済を上げるといったときに大仙市全体が上がるのが当然 最終目標ですけれども、さっき市長が言われたとおり、それぞれの地域、旧の8町村で もいいでしょうし、それよりもっと小さいところでも経済圏ってあると思いますので、 やっぱりそこら辺にもう少しお互いに目を向けて、そこで1パーセントずつ頑張れば全 体が1パーセントになるという話にもなろうかと思いますので、是非そういった発想も 加えながらやっていっていただければいいのかなと思っています。本当に何町村か名前 を言うと皆さんわかるところだと思いますが、そういったことで実は1パーセントとい う目標設定をしてやるということが大事だということですので、是非そのような考えも 入れてやっていただければということでこの質問は終わらせていただきます。

- ○議長(茂木 隆) 次に、3番の項目について質問を許します。
- ○23番(金谷道男) 最後になります。財産区のことについてであります。いろいろ難 しい内容も含んでいる、なかなか大変なものなので、私もいろいろ迷いながらの質問に なりますので、よろしくお願いをいたします。

私が改めて言うまでもなく、財産区というのは、市町村合併に伴う合併協議の中で旧市町村の持つ財産の一部を市自治体に帰属させずに、例外として特別地方公共団体として存続させ、当該財産区住民の福祉向上に増進することと市町村の一体性を損なわないことを二つの大運営原則としてやられております。

当然のことなんですが、この財産区の事務は市が担当し、収支については自前の議会を持っている、例えば大仙市の場合は自前の議会を持っている花館財産区以外は市の特別会計で処理しています。

ただ、考えてみますと、特定の地域に限った権利であり、収支であります。率直に 言って、なかなか市も議会としても、法的には確かに運営に大原則があるというものの、 実態としてはなかなか中に立ち入れないというふうに感じています。

現行の大仙市の場合の財産区なんですが、設立の経緯は多分、私ちょっと調査していないのではっきり言えませんが、入会権の流れの中でやられてきたものではないのかなと感じています。そういうことからいうと、なおさら中に入りきれないという部分があるんではないかと思います。

財産区を作った設立当時と今では、社会の経済情勢が大きく変わっています。また、 行政改革というような大きな流れもございます。そういったことからいえば、この地域 と関わりの深い内容である財産区の今後のあり方として、私は地域の自主的な管理運営 の形に移していった方がいいのではないかなと、決して私はここで申し上げているのは、 その財産を全部市に帰属させどうのこうのということではなくて、むしろ私は、分権の 時代ですので、地域の方々のそれこそ管理運営の中でやっていっていただく方がよいの ではないかなという思いで質問させていただきますので、よろしくお願いします。

- ○議長(茂木 隆) 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。
- ○市長(老松博行) 金谷道男議員の三つ目の発言通告の財産区に関する質問につきましては、総務部長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(茂木 隆) 舛谷総務部長。
- ○総務部長(舛谷祐幸) 質問の財産区についてお答え申し上げます。

大仙市の財産区は、大曲地域に3団体、それから協和地域に4団体の計7財産区があり、議会設置は大曲地域の花館財産区のみであり、その他の財産区には管理会を設置しております。

議員のご質問の中にもありますとおり、財産区の管理事務は、地方自治法の規定により市が行っておりますが、財産区が財産または公の施設を有し、その管理及び処分または廃止を行うことを認められた特別地方公共団体であるため、その運営については、議会制の財産区についてはその議決により決定され、管理会制の財産区においては管理会の同意を経て、市議会の議決により決定されております。

財産区は設立から現在に至るまで、長年にわたり地域財産の管理を行っており、財産の処分または廃止についても、その適切な運営で地域住民の福祉向上に貢献している一方で、市町村の一体性を損なわないように努めることが地方自治法でも定められております。

財産区の廃止等につきましては、その設立経緯や特別地方公共団体として独自の性格を有することなどを踏まえますと、市が主体的に働きかけていくべきものではないと考えますが、財産区からの申し出や協議等の要請があった場合には、様々な事項において精査が必要になると思われますので、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長(茂木 隆) 再質問ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ○議長(茂木 隆) はい、23番。
- 2 3 番 (金谷道男) 多分そういう答弁だろうと想定していました。ただ、私は率直な 話でいきますけども、やっぱり特定の地域の特定の利害関係だけなんですよね。これ、 自治体が大きくなれば大きくなるほど、その占める割合は小さくなっていきますよね。 そういったことからいくと、やはりそろそろ考えるべきときではないのかなと、多分今 残っているのは昭和の合併のときの合併協議だと思います。実は私、大仙市の合併協議 の中で、少しこの話が出たんですが、結局、協議も何もしないままに、もちろん協定書 にも何も書いていません。でも私は、さっきから言いましたように、設立当時とは状況 が変わっているので、市としては関われないということだとすれば、ますますこれは市 としてこのままいくのかなという気もします。ただ、今ここでどうのこうのということ ではないんですが、私は、一つの問題提起として、今、次の行政改革の検討に入ること になっていますので、私はやっぱりそこは考えてほしいなと。今、当時と違って地縁団 体の法人設立もあり得ることですし、そこへやるとしても非常に法的にいろんな問題点 があることは重々承知をしていますが、そういった方法も一つにはあるのではないかな と。やはりその権利を持つ地区の方々の意識と言われますか、何を考えているか、もし かすれば全然知らないでいるということもあり得るような内容ではないのかなと思って いますので、そこら辺少し、やっぱりこれからのあり方として、是非大仙市全体の業務 の中でやっていくべきものなのかどうかという、いわゆる考え方の整理みたいなのを やっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(茂木 隆) 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。
- ○市長(老松博行) 金谷道男議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

一般論として財産区について先程議員からもご指摘ありましたけれども、自治法上は、その地域の、住民の福祉を増進するんだと。それからもう一つが、財産区のある市町村の一体性を損なわないように努めなければならないということを地方自治法で記載されており、若干二つはね、相反するような今、感じもあるのかなというふうに思っております。というのは、大きな大きな財産区が全国にはあるようですけれども、その地域の財政事情は、やはりその市の中で突出して良いというような地域もあるというふうに前に聞いたことありまして、そういった面では、その自治体の一体性を本当に損なわないようにしているのかどうかということで問題があるというような、一般論としてはそうした指摘がされているということは承知しております。

ただ、大仙市の場合の七つの財産区がそうしたことに該当するかどうかということについては、私はそうは思っておりませんけれども、ただ、今、いろいろ合併当初、合併のときに、合併を進めるために合意の材料というような形で財産を財産区として残すということは皆さん了解して進められてきたところでありますので、なかなか市としてそれに対して介入していくというのはなかなか難しい問題だなということは常々思っていたところであります。率直な気持ちであります。ただ、今、時代も変わってきているということで、透明性ということも言われるような時代になってきていますので、そうした面で地域の皆さん、財産区の管理会の皆さん、それから財産区の地域の皆さんが、いろんな思いを持たれているんであれば、それは尊重して市の方も対応しなければならないというふうに思っております。ですから、まず第一に財産区管理会の皆さん、それから財産区の区域の皆さんの意向を尊重せざるを得ないというふうに今は思っているところです。

- ○議長(茂木 隆) 再々質問はありませんか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
- ○議長(茂木 隆) はい、23番。
- ○23番(金谷道男) すいません、分かります。ただ、私が言いたかったのは、小さい レベルのときに、こちらの町村とこちらの町村で大体両者ともいいなっていうレベルで あればいいんですが、それが2回も合併を繰り返される中で、大きい大仙市の中の本当 のエリアというふうになってしまっているのが実情だと思うんですよ。全体の仕事をす

るということなので、これ一体感を損ねないようにということは、多分そういうことだと思うんです。だから私は、自分たちがやれるような仕組みにして、私はそれを取るとかというんじゃなくて、そこで自主的にやってもらうような仕組みにしていった方がいいのではないかと。むしろ議会をもってやるのであれば、それも一つの方法でしょうし、これは難しいことですけども。ということと、地縁団体も今はもう自分たちができる、当時と違ってそういう法改正もできたことなので、そういったことも加味してやっていくべきではないのかなという思いで問題提起させていただきましたので、いずれこの後、いろんな形でみんなで協議していければいいのかなと思いますので、よろしくお願いしまして質問を終わります。

○議長(茂木 隆) これにて23番金谷道男君の質問を終わります。

【23番 金谷道男議員 降壇】

○議長(茂木 隆) 一般質問の途中でありますが、暫時休憩いたします。11時20分 に再開いたします。

午前11時11分休憩

.....

午前11時20分 再 開

- ○議長(茂木 隆) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 - 一般質問を続けます。次に、4番佐藤隆盛君。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(茂木 隆) はい、4番。

【4番 佐藤隆盛議員 登壇】

- ○議長(茂木 隆) 1番の項目について質問を許します。
- ○4番(佐藤隆盛) 市民クラブの佐藤隆盛です。通告に従いまして、1点を柱に、登山 道やハイキングコースの現状と対応について質問いたします。

近年、定年後の体力保持や自然への親しみを求める登山者、あるいは里山歩き、また はウォーキングの延長としての山愛好者が増えています。

ネットに投稿されるのを見ても、真木真昼県立自然公園などは根強い人気があるよう に見受けられます。

大仙市には奥羽山脈山系として、奥羽山脈の一部をなす真昼山地で、奥地には日本 200名山和賀山塊の一部を形成する薬師岳や甲山、小杉山などの山々があり、支流の 七瀬沢や金堀沢には四十八滝などが存在し、真木真昼県立自然公園に指定されており、 大自然と保持されていて、本当に自然を満喫して自分と自然が一体となった感覚が味わ える場所として知られ、県内外から登山者人気の山域と言われております。

一般的に言って大仙地図2万5千分の1によりますと、60程の山名が載る山があるようであります。また一方、市街地から見え、近くて親しめる大平山、通称松山、また、松山公園などのコースは、親しみやすく、伊豆山、神宮寺岳など、また、元日登山から始まり、山野草の春、夏など身近な自然として、例えば「西山を歩こう会」などのサークル、市民の山として親しまれています。

しかし、これは市街地に近い私の実感でありますが、例えば西仙の黒森山など全市から見た、こうした遊歩道、登山道など市の管理が及ぶものが、まだあるかもしれません。また、大仙市には市民の自然と触れ合え、健康と、そして登ったときの達成感を味わえる身近で手軽に登れる地域の里山として、大曲市内に姫神公園の通称大平山や西仙北地域には黒森山などがあります。

そこで質問ですが、真木真昼県立自然公園の登山道整備などを含め、管理の状況、そ して市として県や美郷町とどのように関わっているのかお伺いいたします。

また、本年度予算の中に県立自然公園管理費として84万2千円を盛り込まれておりますが、そのうち県から支出金額11万8千円となっており、14パーセントの割合であります。私は割合の方が県の方が多くなくてはと思いますが、その内訳をお知らせください。

次に、大平山や黒森山など身近な里山登山道の現状について、どのようになっている のかまずお知らせください。

大平山や黒森山などのように、登山道に枕木等で階段、手をかけている場所など見えますが、ほかの山にも手をかけている登山道があるのか、また、今後どのように登山道に手をかけ、管理方法はどのように行っているのか、また、整備計画などについてもお伺いいたします。

先程大仙市には60程の山があると申しましたが、なぜ私が大平山と黒森山を例に質問するかといいますと、大平山では登山道に手をかけた整備箇所が一部壊れている部分があり、私は危険と感じたからであります。特に下りのときでありますが、市によりますと、定期的に確認しているとのことでありましたが、私にはその箇所、1年間手をかけておらないように見え、また、大丈夫として判断しているのか、また、予算的なもの

か、認識の違いがあるにせよ、壊れている場所は元通りにするべきと思います。もしその箇所で登山者がけがをし、市に訴えられれば、どのように対応するのか。近県のある市では、登山道で関東の登山者が枯れ枝か倒木でけがをし、裁判沙汰になったことがあったと聞きます。そういうことから、市で手をかけたところは様々な方々や幅広い年齢層の登山者などがおり、安全のためにしっかりとした整備を心掛けるべきと思います。

そして、黒森山についてでありますが、森林公園遊歩道のハイキングコースというそうで、秋田県の水と緑の森づくり税が活用されて整備したとありますが、もし壊れた箇所の手直しの場合、当然、市で直すべきとは思いますが、念のため市か県か、または森林組合か、どこでどのように直すのかお伺いします。

昨年の5月上旬の頃だったと思いますが、遊歩道に倒木があり、西仙北支所に電話を入れ、その後、取り除いたとの連絡を受けました。私は倒木の原因は、状況判断からして雪での倒木であったと思いました。こうしたことから、大平山やほかの登山道なども含め、雪解けと同時に4月の初め、また、職員の異動時期などもあり、そして担当職員が、まず現場を知る上で登山道や遊歩道の早めの状況確認をし、対処すべきと思い、質問したところでございます。

以上でございます。

○議長(茂木 隆) 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長(老松博行) 佐藤隆盛議員の質問にお答え申し上げます。

質問の大仙市が関わる登山道やハイキングコースの現状と対応についてでありますが、はじめに真木真昼県立自然公園の管理につきましては、大仙市・美郷町及び秋田県からの負担金及び補助金により「真木真昼県立自然公園を美しくする会」を運営し、年間を通して美化清掃活動、不法投棄防止のための巡回活動、指導標識の設置・補修と登山道の整備、事故防止・広報宣伝、美化啓発イベント等を実施しております。

また、県立自然公園管理費に充当されている県支出金の「自然公園関係委譲事務交付金」11万8千円の内訳につきましては、自然公園内における自然美の維持確保のために指定された特別地域において、植物の採取等の許可や、それ以外の地域での土地の形状変更等の届出の受理、それらの許可届出に係る報告・調査の3項目について、秋田県が設定した単価に取り扱い件数を乗じた金額に定額交付金を加えた金額が秋田県より交付されております。

今後も登山道の計画的な刈り払い及び休息所等の施設を適正に管理することにより、 登山客の利便性の向上を図ってまいります。

次に、大平山や黒森山以外に枕木等で手をかけている観光用の登山道につきましては、 神岡地域の羽黒山いこいの森では、地元の「羽黒山いこいの森管理会」が管理している 登山道があり、地域枠予算を活用し、階段などを整備しております。

次に、安全性を確保するための整備計画につきましては、大曲地域の大平山については、これまでも安全に登れるよう草刈りや小破修繕などを継続的に行っております。

また、黒森山については、本市が「秋田県水と緑の森づくり税」を活用し、遊歩道整備のほか東屋の整備等を行い、登山者が安全かつ快適に利用できる施設整備を行っております。

市の定期的な巡回や大平山に頻繁に登られている方からの情報提供により、不具合箇所については適時対応しておりますが、今後も雪解け後や自然災害等が発生した後には速やかに巡回を行い、倒木やのり面崩壊など、緊急性の高い案件を確認した場合は、登られる方の安全確保を図り、登山道の良好な状態の維持に努めてまいります。

【老松市長 降壇】

○議長(茂木 隆) 再質問はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- ○議長(茂木 隆) はい、4番。
- ○4番(佐藤隆盛) まず、私、質問したのはですね、大仙市に60程の山の名前あると。 それを私、全部整備するようにということではございません。先程申しましたように、 手をかけたところは元通りにしなさいよと、するべきだと、ただそれだけなんです。

そこで、先程申しましたが、大平山と黒森山ですが、実は黒森山でありますが、昨年、木が倒れておりました。5月の初め、先程申しましたとおり。実は4年か5年前にもですね1本倒れてあったんですよ。それも直してもらいました。やっぱりですね、聞くところによって西仙では、6月といつ、こう3回ぐらいが草刈りをするということであります。私はせっかく遊歩道の中にね、2回もそういうことあったから何してるのよと、ということで黒森山を取り上げたんです。やっぱりですね、職員が知る上で、春先、ここ雪国だからですね、こういうものはまずは先程申しましたけれども職員の知るためと、異動時期は一通り見るべき、見させるべきではないかということなんです。そして大平山はですね、非常によく整備されております。その中でありますけれども、やっぱり先

程申しましたように、あの下りのとき、やっぱり危ないんですよ。登山道だけなんです。 あそこには、大平山には登り口3カ所あります。南外方面と姫神、蛭川と。私、南外の 方は見たことありませんけれども、まずその箇所、これで先程申しました事故あった場 合には、いろいろな方がおってですね、だからそこを言うんです。私、先程言ったよう に認識の違いとなればそうだかもしれませんけれども、まずそういうことから二つの大 平山と黒森山を何とかですね、元通りにしてくれよと。手をかけたもの、直せとか良く してくれじゃないです。元通りにするべきだと。早いうちにやれば当然、安いといいま すか、そういうことだと思うんです。

そこで質問ですが、まず一通り見た場合、大平山ですけれども、やはりその作業をやる人はどういう方がするかわかりませんけれども、どことどことやれよと指示して整備しているのか、例えば草刈りはいつといつやれとか、そういうふうに指導しながら行っているのかということをまず市長からお聞きしたいと。

それからもう一つは黒森山なんですけれども、くどいですが、やはりそういうことでですね、見て、6月と3月頃、草刈りとか、前、黒森山と黒森ありますけれども、そのくらいで間に合うのかと言えばあれですけれども、どのような指示の仕方について確認したいと思います。お願いします。

- ○議長(茂木 隆) 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。
- ○市長(老松博行) 佐藤隆盛議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、大平山と黒森山についての管理体制といいますか、管理指示、どういうような指示をしているかというご質問でありましたけども、大平山の登山道につきましては、除草作業として6月から10月末までの間に除草作業を委託しているということになります。それから、今回31年度は階段の修理を実施する予定というふうに計画しております。いずれ春と秋を中心に登山道の状況確認を継続して行うということで、危険箇所も把握するというふうにしております。

それから、黒森山遊歩道につきましては、年4回、6月、7月、9月、11月に遊歩道の草刈りを、それから点検ということで作業をしていただいていると。去年の11月は遊歩道の補修、砕石を敷いたりしているということでありますけれども、いずれこれにつきましても、今までのとおり、ご指摘がありましたように発見が遅れていると、そうした倒木、危険箇所の発見が遅れているというご指摘でありますので、ご指摘ありましたように雪解けには直ちに確認をするという形で安全性の確保に努めてまいりたいと

いうふうに考えております。

○議長(茂木 隆)

- ○議長(茂木 隆) 再々質問ありませんか。 (「はい」と呼ぶ者あり)

はい、4番。

- ○4番(佐藤隆盛) まず、今の市長の答弁の中で、私、黒森山ばかりじゃなくですね、
 - 一通り各市町それぞれのそういうところがあると思いますので、雪解けと同時に見ていただきたいと思います。

まず、本年度、予算で、今、3月は予算議会でありますけれども、本年度、大平山登山管理費にですね、41万9千円を盛り込んでおられました。29年度には32万8千円、そして昨年は41万7千円と、年々老松市政になってからですね、予算の厳しい中、上げてといいますか高くなっておりまして、私は趣味、里山登山の一人としてですね、大変うれしく思っているところでございます。

ご承知のとおり大平山には年間1,600人という入れ込み客数というか登山の数字を設けておるようでありまして、本当に良いなと。そして、ネットの投稿でもですね、この大平山というものは非常に載っておりました。非常に一口にまとめてですね、ちょっと読ませてもらいますけれども、その投稿者の一人は次のようにいっておりました。「400メートルに満たない典型的な里の低い山だが、美しい山容と樹林帯にも関わらず、途中でこれだけ展望が良い山は、そうそうあるものではない。そして、中腹から急登の連続。それが山頂での達成感を盛り上げてくれて、いい山ですね。また来ます。」とありました。こういうことからしてですね、私はこう思うんですね。まず、大平山の頂上からは、大曲市内はもちろんですが、大仙市のみならずですよ、横手盆地が一望にできまして、そして大仙市を眺めたり、ときには考えたりすることもできる絶好の景勝地でもあります。私も前、質問したときありますけれども、あの大平山から俯瞰した場合は、非常にもう何か、議員としてあれですけれども、市長もそうかもしれませんが、何かを感じ取れる山だと、頂上だというふうに思っております。

また、今できたはなび・アムや丸子橋の上から見るこの山はですね、聞くところによりますと、かつてブルーノ・タクトという外国の方が絶賛した風景の中心だとも言われております。私は、市民の山としてもっともっと、それこそ各世代にですね、親しんでもらうこと、また、ふるさとの山として足を運んでもらい、心身の癒しなりを、活力を得るために、より市民の山としてアピールする必要があると考えます。そのために、ま

ずは最低限のルールを、ルートを確保する、第一とするべきでありますが、やっぱり直しておかな、直さなきゃ駄目だと。そういうことですのでね、そして地域のボランティアや同好会、サークルなど、市ばりじゃなく、知恵を生かして、より親しみを増す充実した山域に発展させるべきと私はそう考えますので、市長の考えを求めます。

- ○議長(茂木 隆) 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。
- ○市長(老松博行) 佐藤隆盛議員の再々質問にお答え申し上げたいと思います。

今、具体的にいろいろご指摘いただきましたけれども、私も二、三度登ったことはありますし、また、今、大平山の頂上にはFMはなびの鉄塔といいますかね、それをお借りしている鉄塔もあるということで、大事な大平山だというふうに思っておりますけれども、いずれこの後の管理につきましては、安全性を最優先に、登山者に親しまれる、そして安全に登っていただけるような、そうした山というふうな印象を持っていただけるような管理、しっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長(茂木 隆) これにて4番佐藤隆盛君の質問を終わります。

【4番 佐藤隆盛議員 降壇】

○議長(茂木 隆) 次に、11番佐藤文子さん。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(茂木 隆) はい、11番。

【11番 佐藤文子議員 登壇】

- ○議長(茂木 隆) はじめに、1番の項目について質問を許します。
- ○11番(佐藤文子) 日本共産党の佐藤文子です。早速、通告に従い、質問させていた だきます。

はじめに、国保税問題についてお尋ねいたします。

一つは、子どもの均等割課税の減免についてお尋ねいたします。

国保税の課税制度において、子どもへの均等割課税は、収入の無い者から税金を徴収するもので不当であることや、子育て支援の立場からも減免するよう求めて、平成29年6月議会と平成30年6月議会で一般質問させていただいております。

昨年6月議会での答弁は、国保以外の健康保険に加入している子育て世帯との公平性 を踏まえ、子どもの均等割免除は、現行制度同様、国が責務を負う形での制度が望まし い、制度の実現に向け、非き続き国へ要望してまいるというような内容でありました。 国保以外の子育て世帯との公平性というふうなことを言うのであれば、そもそも国保に課せられているこの平等割と均等割そのものが不公平感と逆進性を強めていると言えます。年収400万円の4人世帯をモデルとして子どもにかからない介護分を除き、国保税と協会けんぽ保険料を比較しますと、大仙市の場合、国保税は38万8,300円で、協会けんぽ保険料、本人の負担が20万2,600円となるわけで、国保税がいかに高いか歴然であります。

国保税から平等割と均等割分を除けば25万6,300円となり、少しは協会けんぽ並に近づくというものでありまして、均等割と平等割、いわゆる応益割課税は国保税の 高負担、逆進的な負担にしている元凶と言えます。

応益割課税には、低所得者向けの法定減額が行われておりますけれども、例えば現役世代の単身世帯だと、所得が83万円を超えたら何の減額も受けられないなど、対象が大変限定されております。特に子どもの数が多いほど、国保税が上がる均等割には、まるで人頭税だ、子育て支援に逆行するという批判が大きく、いろんな地方団体からも子どもに係る均等割保険料の軽減を求める陳情が出されているところであります。

そもそも人間の頭数に応じて課税する人頭税は、大和朝廷が課した「庸」「調」や薩摩藩支配下の琉球王国で実施された頭懸など、最も原始的で野蛮な税制と言われておりまして、その課税方式が21世紀の公的医療制度に残っていること自体が時代錯誤と言えます。この制度は、日本だけであります。

日本共産党は、国保税を協会けんぽ並に引き下げるよう、地方団体の要求も踏まえ、 1兆円の公費投入と応益割の廃止を提案しているところであります。

こうした中、既に均等割の軽減に踏み出した自治体が幾つかあります。仙台市では、 所得制限無しで、国保に加入するすべての子どもの均等割を一律3割減額しました。埼 玉県ふじみ野市では、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の均等割を 全額免除しました。東京清瀬市では、第2子以降の均等割を半額に減免しました。北海 道旭川市では、18歳未満の子どもの均等割を3割減免しました。ほかにも今年4月か らは、宮古市で高校3年生までの完全免除が行われるようであります。

そこで要望いたします。当市でもこうした先例に倣って、子どもの均等割課税の軽減に踏み出すべきではないでしょうか。国保に加入する18歳未満の子どもの数は、おおよそ1,100人から1,200人と思われます。均等割全額を免除する場合に必要な経費は2,600万から2,800万程度、半額免除なら1,300万から1,400

万といったところだと思います。この中で法定軽減の世帯に該当するところがあるわけですので、その差額分を負担するというふうなことになれば、先に申しましたこの金額は大きく抑えられるというふうになると思います。国保の子育て世帯の負担軽減と、子育て支援の立場から実施するよう求めるものですが、見解を伺います。

二つ目には、県単位化となって国保事業納付金という形で皆さんから集めた保険料を 納めた納付金、この納付金の仕組みと国保税についてお尋ねいたします。

県単位化となりまして、国保事業の31年度予算を見ますと、保険事業費納付金は30年度より1億5,318万円増の20億6,841万5千円となっております。

一方、納付金の財源となる国保税と一般会計から繰り入れする保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援繰入金を合わせた額は18億9,957万で、納付金を大きく下回っております。この点では、30年度は納付金を上回る計上でありました。そのため、31年度は繰越金を前年より大幅に増額計上しているようです。国保加入者が毎年1,100人から1,200人も減少しているわけですけれども、こうした中で国保税収も保険給付費も減額計上しているわけですが、納付金は上がっていく、上昇していく、その仕組みについて今一度、県事業との関連を含めて詳しく説明していただけないものかと思っております。

納付金のこの上昇は、国保税にも直結してくる問題であります。今年度の国保税は、 税率を据え置きというようなことも伺っておりますけれども、いずれこの納付金の上昇 は、今後、引き上げにつながってくるのではと大変不安に思っているところですけれど も、あらゆる財源を生かして国保税は、引き下げこそすれ引き上げは絶対行わないよう 強く願うものでありますが、あわせてこれに対する見解を求めて1番目の質問を終わり ます。

- ○議長(茂木 隆) 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。
- ○市長(老松博行) 佐藤文子議員の一つ目の発言通告の国保税に関する質問につきましては、市民部長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(茂木 隆) 佐川市民部長。
- ○市民部長(佐川浩資) 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の国保税についてでございますが、はじめに、子どもの均等割課税の軽減につきましては、現在、法定軽減としまして世帯の被保険者数と所得額に応じて国保税を軽減する措置がありまして、低所得層世帯の負担軽減が図られております。

平成30年度は5割・2割の軽減判定基準所得が見直されまして、平成31年度も同様に引き上げの見直しが行われる予定となっており、軽減対象世帯は毎年度のように拡大されているところでございます。

当市の現状としましては、18歳未満の被保険者がいる世帯数は、平成31年1月末 現在で645世帯、人数は1,034人であります。仮に18歳未満の方全員の均等割 額を減免した場合、また、既に軽減された税額を除きますと約1,756万円が減免額 となるわけでございますが、この負担は、市全体あるいは他の国保被保険者の方が負う こととなります。こうしたことから、子どもに係る均等割軽減は、国保制度として国が 責任をもって行うことが本来の姿と考えておりまして、国と地方の協議の場でも議論が 続けられている状況でございます。

市といたしましても、秋田県、そして他の自治体とともに引き続き国への要望を続けてまいりたいと考えております。

次に、国保事業費納付金の仕組みと国保税につきましては、平成30年4月に始まりました国保事業の県単位化に伴い、県が国保事業の財政運営主体となったことから、県全体の国保財源の一部として市町村へ求められるものが国保事業費納付金でございます。

市町村の主な歳出となる保険給付費は、県から保険給付費等交付金として全額交付されることから、秋田県は、県全体の保検給付費等を見込みまして、その財源として国庫負担金や前期高齢者交付金等の公費を差し引いた不足分が事業費納付金として算出されることから、県全体の歳出、歳入の状況によりまして事業費納付金に増減が生じることになります。

これら事業費納付金の市町村への配分方法でございますが、各市町村の被保険者数、 医療費水準、所得水準によって按分されるものであります。医療費水準は年齢調整後の 医療費実績の過去3年間の平均で、所得水準は1人当りの過去3年間の平均所得で算出 される指数が用いられます。

各市町村に按分された事業費納付金は、さらに、県単位化前の各市町村に応じた前期 高齢者交付金、後期高齢者支援金等の2年後精算額などが反映されまして納付金が確定 いたします。

平成31年度の事業費納付金でありますが、秋田県全体の歳出である保険給付費の増 と、歳入である国庫負担金が減となる見込みから、全体の納付金額が増加となっており ます。 また、大仙市に関する前期高齢者交付金等の2年後精算による還付額が前年度に比べ 少なくなりまして、結果、納付金が増額となっております。

このように、大仙市の保険給付費や被保険者・交付金等の状況だけではなく、秋田県 全体の予算に連動して納付金が増減することとなります。

一方、市町村の歳出は、県から全て賄われる保険給付費のほかに、葬祭費、出産育児一時金、保健事業費、県に納付する国保事業費納付金などがあり、歳入としては、特別調整交付金、一般会計からの法定内繰入金である保険基盤安定繰入金、財政安定化支援繰入金のほか、前年度繰越金などを財源にしまして、それでも不足している部分を被保険者の皆様にご負担いただく国保税に求めることとなります。平成30年・31年度ともに現行税率で国保事業費納付金の納付が可能でございまして、税への負担増は見込んでおりません。

しかしながら、次年度以降の県全体の納付金につきましては、医療費、国庫負担金の 状況で変動が予想されまして、県の見解では、横ばいかあるいは微増と伺っております。 このことから、現在保有しております財政調整基金を一定額保持しながら、現行の国保 税水準を維持できるよう注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(茂木 隆) 再質問はありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ○議長(茂木 隆) はい、11番。
- ○11番(佐藤文子) まず、子どもの均等割軽減ですけれども、国会でもこの均等割を含め応益割の廃止というふうな観点からの議論が出されるようになり、特に子どもの均等割課税については、具体的に今後、廃止に向けた動きというふうなものが加速されるのではというふうには期待されますけれども、それ以前に各自治体が今年からスタートする、そういう自治体が先程述べた自治体での軽減策も始まろうとしているわけで、一気にここにきて均等割の廃止に向けた動きが強まってきているというふうなことで、何度も取り上げさせていただいているところですが、是非大仙市でも国の動きというふうなものを待たずして、しっかりとこういう不当な高保険税というふうなものの解決のために、子どもの均等割に踏み出していただきたいというふうなことを改めてお願いしたいと思います。これはこれで、答弁はまずいりません。

それから、納付金の問題ですけれども、いずれ全県全体のこの保険給付費、これは微

増になるだろうというふうなことのようで、しばらくはこの現行の税率で財政調整基金などを活用しながら現行税率のまま推移できるのではというような内容の答弁であったというふうに思いますけれども、いずれこの国保税世帯の負担は、もうこれ以上納められないという限界にきているわけですので、是非とも今後とも財政調整基金も含めまして、この税率は今年度に限らず、来年、再来年というところで引き上げないようにまず求めたいと思います。

そして、子どもの均等割の負担を誰が行うのかというふうなことでは、よく答弁で国保事業の中から負担しなければいけないかのような答弁もありますけれども、いわゆる子育て支援というふうな観点からいいますと、一般会計からの子育て支援策の一環としてやっぱり出すというふうなこと、これをお願いしたいと思います。そういうふうなことで、今一度もう一点は、具体的にお聞きしたいのは、均等割、減免世帯で……いいです、いいです。そういうことで、1点目の再質問は以上です。

- ○議長(茂木 隆) 答弁は必要ないですね。
- ○11番(佐藤文子) 国保税率の負担を上げないと、税率を上げないという今後の見通 しについて、今年度ばかりではなく、当面のその具体的にどれぐらいの間頑張って、値 上げしないように頑張るかっていうあたりを具体的に言っていただければ幸いです。
- ○議長(茂木 隆) 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。
- ○市長(老松博行) 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、国保税率について、具体的にいつまで何年間上げないとかと、そういう見通しをお話しろということでしたけども、見通しはありませんけれども、今、この国保税の負担感が大変厳しい、大きいということは重々承知しているつもりです。これ以上税率を上げないような、そうした努力は常に行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、均等割については再質問ありませんでしたけれども、やはり今、2月1日でしたか、参議院本会議で安倍総理が、この子どもの均等割についてはしっかり議論すると、ああいうふうに共産党の国会議員の方の答弁でされておりましたので、それをしっかり私どもも注視していきたいというふうに思いますし、全国知事会、全国市長会、また足並み揃えてですね、この子どもの均等割の廃止といいますか軽減措置について要望してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(茂木 隆) 再々質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(茂木 隆) 一般質問の途中でありますけれども、この際、昼食のため暫時休憩 いたします。1時ちょうどに再開いたします。

午後 0時03分 休 憩

.....

午後 1時00分 再 開

- ○議長(茂木 隆) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 - 一般質問を続けます。11番佐藤文子さん。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ○議長(茂木 隆) 2番の項目について質問を許します。
- ○11番(佐藤文子) 2番目に、改正水道法に対する市長の所感についてお尋ねいたします。

自治体の水道事業を広域化し、運営権を民間企業に売却するコンセッション方式を推進する水道法が昨年12月6日、自民・公明・維新などによって可決、成立いたしました。

国はこの改正の理由に、技術者不足と更新時期を迎えた施設の工事や耐震化に対して、 人口の減少による水需要低下で収入減少は危機的だというふうなことをあからさまに述 べ、その解決策として広域化とコンセッション方式を打ち出してきたのであります。

水道法の改正の第1条は、水道法の目的を書いておりますが、現行「水道を計画的に整備し及び水道事業を保護・育成する」とあったものを、今度の改正で「水道の基盤を強化すること」に変更しました。基盤の強化とは、経営の改善であります。すなわち、水道事業保護・育成から経営改善を目的とする基盤強化にしたのであります。

そして、広域的水道整備計画が水道基盤強化計画に書き換えられ、これまで都道府県に地方自治体側から要請できるものとしてきたものを、今度は国が経営基盤強化のために広域化を含む基本方針を策定し、都道府県が基本方針に沿って基盤強化計画を立てることになるようであります。これでは、自治体は国と県のトップダウンで広域化に加われというふうなことになりかねないのであります。

水道は、電気やガスに比べると圧倒的に重いので、遠くに運ぶには、より多くのエネルギーを必要とします。また、遠くに送るほど残留塩素管理が大変になります。さらに、 大口径管を必要とするために費用がかさむこと、災害や事故による影響範囲が拡大し、 復旧に時間を要するなどの心配もあります。ですから、水道事業は広域にはなじまない というふうなことが多く指摘されています。

さて、コンセッション方式は、民営化にほかなりません。水道事業の基盤強化には、 民間の力が必要で、諸外国の失敗事例を学び、失敗しない民営化を行うということを いっているようではありますが、失敗しない民営化というのはあるのでしょうか。民間 事業者は、収益を確保し、収益を増やすために、経費の削減や利用料金の高騰を図りま す。民間事業者の情報は企業秘密として公開されることはなく、地方議会で料金が妥当 かを議論することもできなくなります。そして、一般的に契約が20年の長期にわたっ て、途中解約をすれば民間事業者から損害賠償を請求される恐れもあると指摘されてお ります。

実際、水道事業が民営化された海外においては、料金の高騰や水質の低化などの問題が起きて、再び公営化に戻す動きも起きているとのことであります。

NGOトランスナショナル研究所のレポートによりますと、世界では2000年当時には公営化に戻したのはわずか3件であったのが、この15年間で267件と再公営化が行われてきております。

フランスでは、2005年から2009年までの8件だった事例が、2010年以降 は33件に再公営化が増えたということであります。世界の歴史は、やっぱり水道の民 営化は失敗だったということを示しているのではないでしょうか。

水道事業が水は人間の生命維持に欠かせない、その水を全ての国民に安全で安定して 供給するという生存権を保証するために発展してきたのであります。大仙市の水道事業 も、この理念に基づき、かつ地域の実情、住民の要望に対応すべく努力と推進を図って きたのだと思います。

広域化・民営化一体の水道法改正によって、これまでの水道事業が大きく変質してしまうのではと私は大変心配しているところでありますけれども、市は改正水道法をどのように受け止めておられるのか所感をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長(茂木 隆) 2番の項目に対する答弁を求めます。今野上下水道事業管理者。

【今野上下水道事業管理者 登壇】

○上下水道事業管理者(今野功成) 質問の改正水道法についてお答え申し上げます。 はじめに、今回の改正法は、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻 化する人材不足等の水道事業の直面する課題に対応し、水道事業の基盤強化を図ること を目的に五つの柱から構成されております。

一つ目として「関係者の責任の明確化」ですが、水道事業の基盤強化に関する施策を 策定し、推進または実施するよう努めなければならない等の努力義務が掲げられており ます。

二つ目として「広域連携の推進」ですが、国が経営基盤強化のための広域連携の推進を含む基本方針を定め、都道府県においては、国の基本方針に基づき関係市町村及び水道事業者の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができるとしております。

三つ目として「適切な資産の管理の推進」でありますが、水道施設を適正に管理する ための水道施設台帳の作成が求められており、その上で必要となる施設の計画的な更新 や、その事業に係る収支の見通しを公表するよう努めなければならないとしております。 四つ目として「官民連携の推進」でありますが、地方公共団体が水道事業者としての 位置付けを維持しつつ、公共施設等の運営権を民間事業者に設定できる仕組み、いわゆ

五つ目として「指定給水装置工事事業者制度の改善」でありますが、資質の保持や実態との乖離を防止するため、指定給水装置工事事業者に更新制度を導入するものであります。

るコンセッション方式の導入を行うことができるとするものであります。

次に、ご質問の広域化と民営化についてであります。

はじめに、広域化に対する国・県の関与についてでありますが、2月県議会において 県が示した方針によりますと、来年度から3年間をかけ、改正水道法に規定する水道基 盤強化計画に当たる「秋田県水道ビジョン」を策定する計画と伺っております。

県の水道ビジョンの基本的な視点は、水道水の安全の確保を目指す「安全」、確実な 給水の確保を目指す「強靱」、供給体制の持続性の確保を目指す「持続」であり、水道 事業の基盤強化につながる広域連携の手法を明示することであります。

策定に当たっては、水道事業体である市町村の意向を尊重し、市町村との対話を最重視しながら進める意向と伺っており、策定委員8名の中には、県内の水道事業者3名も含まれる予定と伺っております。

広域連携の手法の具体策としては、各事業体に共通する窓口業務の共同化や公営企業会計システムの共同利用などであり、複数市町村による経営統合等については、市町村間の協議を重視するとの立場であることから、トップダウンによる広域化の懸念はない

ものと考えております。

県内においても市町村の範囲を超えて給水している例はほとんどなく、各市町村が独 自の水源を有し、水道事業を経営しているため、他市町村とのハード的な広域統合は必 要性がなく、経済的にも優位性がないと考えております。

本市においても喫緊の課題は、合併以前に整備した簡易水道事業の統廃合や上水道事業との経営統合であり、他市町村との経営統合は予定しておりません。

次に、民営化についてでありますが、昨日の石塚柏議員のご質問にもお答え申し上げましたとおり、コンセッション方式の導入は予定しておりませんので、引き続き水道事業の経営については、市が責任をもって行い、安全・安心な水道水の安定供給に努めてまいります。

今回の水道法改正は、報道等の影響もあり、水道民営化法として注目を集めておりますが、水道施設台帳の整備や水道施設の計画的更新など、水道基盤を強化するための水道事業者の責務を定めたほか、経営基盤強化のために水道事業者が実施できる選択肢の拡大が改正点と理解しております。

施行に当たっては、改正法の趣旨を十分理解し、市民が安心できる水道事業の経営に 引き続き努めてまいります。

【今野上下水道事業管理者 降壇】

○議長(茂木 隆) 再質問はありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ○議長(茂木 隆) はい、11番。
- ○11番(佐藤文子) 市町村を超えての広域化はやらない、それから、コンセッション 方式は導入しない、この立場を明確に示されたものと思います。

そこで一つ伺いますが、現実的に土木事業に関わる技術者が非常に、退職もあり、 段々減っていっているというふうな状況はまず明らかなわけですし、それでは、この大 仙市での水道事業、水道事業ばかりではありませんけれども、こうした土木事業に係る 技術士を、しっかり市の事業として維持継続、基盤の強化も図りながら進めていく上で の技術士の育成と、それから人数の確保、こういったことに対する市の考え方というの は、現実的にどんどん退職して技術者が減っていっているというふうなところをしっか りと新たに採用をしながら、5年、10年という将来への技術者をしっかりと育成する というふうな構えで、その点でのこの人材育成、採用、確保の点でどのようにお考えな のか、これは通告をしておりませんので、全体に及ぶ問題ですので、市長が答弁もしし ていただけるのであればいいかなあなんて思いますけれども、いかがなものでしょうか。

- ○議長(茂木 隆) 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。
- ○市長(老松博行) 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

確かに今、技術職員は減少傾向にありまして、採用試験でもなかなか確保できない状況、そういった一面もあります。そういった関係で採用試験のやり方を31年度は民間と同じようなやり方にするというふうに決めさせていただいたところでありましたけれども、いずれ今、若手の技術職員もいますので、それを育てることはもちろんですけれども、新たな採用、新年度も技術職の採用については、募集をしてまいりたいというふうに考えておりますので、まず必要最小限は確保しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(茂木 隆) 再々質問ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ○議長(茂木 隆) はい、11番。
- ○11番(佐藤文子) 技術職員、いろいろこの水道法の改正に当たっての改正の理由に 挙げている人材不足というふうなことを強調するわけですが、この人材不足は必ずしも 自然にそうなったわけではない。やっぱりこの地方公共団体における人材をどうしっか りと扱ってきたのか、問題はやっぱり行政改革による毎年毎年やっぱり定員を減らして いくというふうなところに根源があるというふうに思います。そこで水道事業にかかわ らず、全般のこの技術士が全く途絶えてしまいそうな危機になってきているというとこ ろは、これは真剣に、真剣に確保と育成のための対策をしっかりとっていかないといけ ないのではないかというふうなことを申し添えまして、私の質問を終わります。
- ○議長(茂木 隆) これにて11番佐藤文子さんの質問を終わります。

【11番 佐藤文子議員 降壇】

○議長(茂木 隆) 次に、9番本間輝男君。

(「はい、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(茂木 隆) はい、9番。

【9番 本間輝男議員 登壇】

- ○議長(茂木 隆) はじめに、1番の項目について質問を許します。
- ○9番(本間輝男) 創生会の本間でございます。最後の質問になりますが、よろしくお

願い申し上げます。

平成31年度当初予算は、前年対比20億7,500万余り減額した大仙市一般会計予算案として提示されました。当初より12億5,000万程の財源不足が見込まれ、財政調整基金4億5,000万、地域振興基金の合併債積立分より2億5,200万程取り崩し、歳入の根幹となる地方交付税は、かつてない程の厳しい査定をし、臨時財政対策債の発行も、普通交付税が縮小する合併算定最終年に即応した減額発行となっております。

その分、歳出において義務的経費は横ばいの数値を示し、投資的経費、建設事業、単独事業が大幅に縮小し、市民要望の高い道路改良等が各支所とも大幅に繰り延べとなり、大きく見直しを計らなければならない結果となっております。

こうした緊縮財政の執行が確実な状況の中で、先般、秋田魁新報「北斗星」のコラム 欄に注目すべき記事が掲載されておりました。

許可を得て、ごく一部を引用させていただくと、「政治で具体的数値を挙げて政策目標を示し、明確な数値目標を打ち出すことは非常に重要なことであり、数字を表示すればイメージがはっきりするし、問題を正確に捉えられる」と経済学者の野口悠紀雄氏が提唱されておりました。

基本構想の計画では、当然、初期・中期といった提示は当然としても、具体的な建設事業、公共施設関連、社会保障、福祉政策等は、いたずらに期待感を増大させる計画の表示は市民は望まないし、事業展開が不明ならば絶望感に変化し、市民感情と遊離した事態が想定されます。端的に申せば、これはいつ計画策定し、着手はいつで、完成はいつなのか、そしてその事業経費とその効果はこうであると。

そこで質問の第1点目は、国の地方財政計画等に大きな影響を受けやすい大仙市に あって、財政規模の縮小が懸念される今こそ、財政を含め、政策の明確な数値目標を打 ち出すことは重要と考えます。市当局にその意志があるのかお伺いいたします。

第2点目は、市民を代表して、議員が一般質問等で地域課題や政策提案に、市当局に あっては「検討する」「今後の課題として十分精査し検討させてもらう」という答弁用 語が多く、その結果が分からない状況が多くあると感じます。

鳥取市では、全国で一早く質問への対応状況を見える化、可視化した自治体と言われております。その内容は、検討結果や対応状況を示し、市のサイトでも公開されておるようであります。問題対応に困難でも、視点を変えたり、発言が生かされて地域課題解

決に生かされるならば、なお一層理解が深まるものと確信いたします。

市政、議会の可視化の方向は、市民要望に適切に対応するためにも重要と思料されます。その認識と対応の用意があるのかお尋ねいたします。

- ○議長(茂木 隆) 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。
- ○市長(老松博行) 本間輝男議員のご質問に対する答弁につきましては、議員から事前 にご要望がありましたとおり、すべて担当部長に答弁させますので、よろしくお願いい たします。
- ○議長(茂木 隆) 舛谷総務部長。
- ○総務部長(舛谷祐幸) 本間議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の政策の数値目標の提示化と質問に対する見える化についてであります。

はじめに、政策の明確な数値目標を掲げることにつきましては、大仙市第2次総合計画基本構想や前期実施計画、大仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略等の各種計画及び各部局ごとの事業単位でも数値目標を設定するよう努めているほか、これらの準捗状況を定期的に検証することで、目標の達成に向け取り組んでいるところであります。

しかしながら、市の財政状況につきましては、議員ご指摘のとおり、今後も進む人口減少等から見通しは一段と厳しくなっていくものと認識をしております。したがいまして、限られた財源の中で施策を実施していく必要がある以上、必ずしも計画どおりに実施できない事業が出てくる可能性はありますが、市民の皆様の日常生活に必要不可欠な社会保障制度や学校、道路等の公共施設等の事業計画につきましては、その計画の内容や事業のスケジュールが暮らしに及ぶ影響が大きいことから、事業の方向性を数値化し、市民の皆様と近い将来のイメージを共有することが重要であると考えております。

また、財政見通しにつきましては、平成28年3月に第2次大仙市総合計画基本構想を策定した際に、平成37年度までの普通会計の歳入及び歳出をそれぞれ推計しておりますが、その後の社会情勢の変化等により、推計の根拠となります各種指標が変わってきていることから、実施計画の計画期間にあわせ、来年度見直しを図ることとしております。

後期実施計画の策定に当たりましては、今後の財政見通しや前期実施計画の検証結果を十分に踏まえまして、事業の選択と集中を一層進めるとともに、将来都市像の実現のために必要な事業につきましては、職員の創意工夫による新たな財源の確保や、より少ない経費で同様の効果が得られる施策の研究、立案に努め、積極的に実施をしてまいり

ます。

また、総合計画をはじめ、各分野における個別計画につきましては、パブリックコメントや市政評価、広報などを通じまして市民の皆様にお知らせしてきたところでありますけれども、市民参画によるまちづくりを、より一層推進するため、市民の皆様への周知方法について、さらに工夫を図ってまいりたいと考えております。

次に、答弁対応の可視化につきましては、平成30年3月より、答弁において検討する、または調査するとした事案について、各担当課において必要な取り組みや調査等を行い、必要に応じて議会に対しまして取り組み内容を報告することとしておりますが、議員が質問で述べられました可視化の取り組みである市のホームページでの公開等は、まだ行っていない状況にあります。

議員ご指摘のとおり、市政の可視化の方向性は、緊張感をもって職員が業務を行い、より迅速な対応による住民サービスの向上につながるものと認識をしております。本定例会の一般質問等におきまして、検討または調査するとした答弁から、その後の対応と進捗状況について定期的に議会へ報告するとともに、市のホームページでも公開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(茂木 隆) 再質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- ○議長(茂木 隆) 次に、2番の項目について質問を許します。
- ○9番(本間輝男) 昨日の石塚議員の質問と重複いたしますが、視点を変えて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

橋梁等の長寿命化計画とその対応について質問いたします。

県は、管理する道路施設の中で老朽化している橋や歩道橋等に約350億円を拠出し、 10年で補修・修繕を実施すると報道されております。こうした施設は、県のみならず 大仙市においても、昭和40年代から50年代にかけて集中的に施行整備され、昨今そ の劣化が安全上問題視され、自治体に大きな行政課題として提議されております。

大仙市においては、平成23年より市管理の橋梁1,424カ所を建設部並びに支所 担当及び業務委託により、点検と健全性の診断を実施し、平成25年より橋梁長寿命化 修繕計画に基づき、設計15橋、7橋を工事施行してきております。その結果、平成 30年度末までの調査335カ所は含まれておりませんが、①健全は460カ所、②予 防保全段階 5 4 3 カ所、全体の 9 0 パーセント余りは概ね良好とされておりますが、③ 早期処置段階が 8 6 カ所指摘され、④緊急措置段階に属する橋梁がないのは幸いとして も、猶予すべき事態と思料いたします。そして、 5 0 年を経過した橋は 2 5 9 カ所、架 設年次不明が 5 4 8 カ所に上り、危惧される状況にあります。

また、早期処置段階と診断された橋梁は、さらに専門的調査の必要性を要し、外部診断は当然であり、適格なる対応が求められます。

先般、こうした老朽化の原因要素を求め、仙北地域振興局建設部へ問い合わせしたところ、確実なる要因として挙げることは今現在不明確としながらも、本体をなす鉄筋部の経年腐食、コンクリート剥離、外部要因としては海岸部の塩害、大型トラックの増加等交通量の増加、冬期における凍結抑制剤の散布等が関連していると考えられ、県も平成30年度末までに修繕時期と費用をまとめ、具体的計画を策定するようであります。

こうした橋梁劣化の要因は、車社会の到来による社会構造の変化も当然でありますが、近年、交通安全上の配慮から塩化ナトリウムを主とした凍結抑制剤の散布量の増加も一因と考えるのは私だけかもしれませんが、調査の結果、平成29年度実績で大仙市建設部全体で一シーズン、25キロ袋で1万8,640袋、計466トンが散布されております。凍結抑制の交通安全確保の使命、必要性は十分に認識しておりますが、相反する状況に複雑な思いを禁じ得ない心境でもあります。

平成31年度予算で防災・安全社会資本整備総合交付金事業を活用し、2億円が計上 されておりますが、厳しい大仙市財政にあって、費用の捻出は相当の検討と綿密な長期 計画が絶対に求められます。そこで質問いたします。

第1点目は、大仙市が管理する橋梁、歩道橋数、経過年数等と、劣化要因の一つと考慮される冬期の凍結抑制剤の実数、あわせて橋梁診断結果状況は、私の申し上げた数値に差異はないのか、確認のためお尋ねいたします。

第2点目は、橋梁等の劣化診断をどのように捉え、早期処置が必要とされる橋梁等に 対する認識と対応をお尋ねいたします。

第3点目は、安全確保のための凍結抑制剤散布と橋梁劣化の因果関係は不明ではありますが、検証等上部機関との協議の事実があるのか。また、交通安全上の見地より、警察、安全団体等とどのような協議をしておるのか、建設部にお尋ねいたします。

第4点目は、劣化数値がほぼ表示された状況からして、橋梁等の修復、改善の年数の表示が必要と思料されますが、膨大な費用を要することは確実であります。大仙市の将

来を見据えるならば、避けては通れない重要課題であります。

難問ですが、国・県の補助金、交付金等の状況を含め、建設部の延命化計画への取り 組みをお伺いいたします。

- ○議長(茂木 隆) 2番の項目に対する答弁を求めます。古屋建設部長。
- ○建設部長(古屋利彦) 質問の橋梁等の長寿命化計画と、その対応についてお答え申し 上げます。

なお、昨日の石塚柏議員の答弁内容と重複する部分がありますので、ご了解をお願い いたします。

はじめに、橋梁等の実数とその診断結果の確認につきましては、本市が管理する橋梁は1,424橋で、歩道橋はございません。

経過年数区分ごとの内訳でありますけれども、架設後10年以下が11橋、11から20年が51橋、21から30年が119橋、31から40年が183橋、41から50年が253橋、50年を超過する橋梁が259橋、ほか548橋は架設年次が不明となっております。

また、昨年度までに点検しました1,089橋の診断結果では、健全が460橋、予防保全段階が543橋、早期措置段階が86橋であり、緊急措置段階の橋梁はございませんでした。

次に、劣化診断結果の捉え方につきましては、早期措置段階が86橋あることは非常に重く受けとめてございます。その対応といたしまして、国の防災・安全社会資本整備交付金を活用して対策を実施しておりますが、近年の配分率は非常に厳しい状況にあるため、長寿命化対策実施まで時間を要しているのが現状でございます。このため、早期措置段階にある86橋の対策といたしましては、損傷の緊急度及び路線の重要度等を総合的に判断し、優先順位を明確にするとともに、日常パトロールを強化し、万全の体制で経過を監視してまいりたいと思います。

次に、劣化現象に関する国・県等との対応につきましては、凍結抑制剤の散布が橋梁 劣化を加速させる原因の一つとして考えられますが、交通安全管理者である県警からは、 交通事故抑制の対策として気温低下時には、凍結抑制剤の散布を依頼されております。 本市では、除雪延長が1,700キロメートルを超えているため、大量に凍結抑制剤が 散布され、平成29年度では、全市平均で散布車が75日出動し、総重量466トン、 1日当たりで6.2トンの散布実績となっており、橋梁劣化が心配されるところでござ います。

こうした課題は、県内全ての道路管理者においても同様であるため、一つ目の組織として、国、県、県内市町村及び東日本高速道路株式会社で構成する「秋田県道路メンテナンス会議」、もう一つは、県内市町村、一般財団法人秋田県建設技術センター及びNPO法人秋田道路維持支援センターで構成する「市町村橋梁等長寿命化連絡会議」、この二つの組織で凍結抑制剤がもたらす橋梁への影響やその対策等について協議を継続しておりますので、今後の経過を見守ってまいりたいと考えております。

次に、国・県の補助状況と延命化計画への取り組みにつきましては、前段でも触れておりますが、国の防災・安全社会資本整備交付金の当該事業への補助率は59.4パーセントとなっており、残りの事業費につきましては、過疎債及び合併特例債等の起債を充当しております。県からの補助等はございませんが、各種の対策工法等に関する技術的な支援を受けているところでございます。

また、延命化計画への取り組みにつきましては、国に対して、防災・安全社会資本整備交付金の配分拡大を強く要望するとともに、現在の橋梁長寿命化修繕計画に対して老朽化対策事業が遅れつつあるため、計画の時点修正を行い、改善に要する年数及び費用の明確化を図り、引き続き本市として効率的な手法によって施設の延命化を図ってまいります。

以上です。

○議長(茂木 隆) 再質問ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- ○議長(茂木 隆) はい、9番。
- ○9番(本間輝男) 関連がありますので、老松市長にお伺いします。

橋梁等の劣化現象は全国的に問題提起され、国、県、地方自治体の共通認識と捉えます。特に財政基盤の弱い地方自治体での単独での延命化事業は不可能であり、その財源は国等に依存しなければ解決できない状況と考えます。

国はこの対応として、防災・安全社会資本整備総合交付金での充当を主としておりますが、本市では約1億1,000万弱であり、その絶対額は横ばい状況にあり、残りを公債充当しており、その事業量からして、大仙市としても当局並びに財政担当者が苦慮している状況にあると考えます。

昨日の石塚議員と同様になりますが、全国市長会並びに秋田県市長会では、このよう

な早期の対応と要望をし、大幅な補助金の確保と財政支援を図る姿勢にあるのか、市長 の答弁を求めます。

- ○議長(茂木 隆) 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。
- ○市長(老松博行) 本間輝男議員の再質問にお答え申し上げます。

橋梁等の延命化事業に対する全国市長会並びに秋田県市長会での対応と要望についてでありますが、両市長会とも橋梁等の延命化事業は、国等からの大幅な財源支援に依存しなければ達成困難な事業と捉えており、国に対し、これまで事業財源等の手厚い支援を要望してきているところであります。

はじめに、全国市長会の直近の行動についてでありますが、平成30年11月15日の全国市長会の理事・評議員合同会議で決定した「平成31年度国の施策及び予算に関する決議や緊急アピール等」に関する要望書を内閣官房長官をはじめ、国の各省庁へ提出し、面談の上、実現方について要請しております。

その中で、橋梁等の延命化事業に関する重点提言として、「地方創生の推進に関する 重点提言」「公共事業に関する重点提言」及び「道路整備財源の確保に関する重点提 言」の3点を挙げております。

内容といたしましては、「公共施設等の老朽化対策については、防災・安全社会資本整備交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術支援を行うこと」や「道路・橋梁等の老朽化対策については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全社会資本整備交付金等に加え、地方財政措置を講じるとともに、技術的支援等による地方公共団体負担を軽減すること」、さらに「社会資本整備総合交付金及び防災・安全社会資本整備交付金については、地方の計画的な事業執行に支障を来すことのないよう十分な予算を確保し、適切に配分すること」などを求めております。

次に、秋田県市長会につきましては、平成30年10月11日の定例会におきまして「国・県に対する提案・要望事項」の一つとして、「地方における道路整備予算の確保等について」議決され、道路ストックの老朽化対策に関する専門技術者の育成支援や必要予算の確保、さらに、中小規模の橋梁補修に関する別枠予算での支援を求めております。

両市長会ともに、防災・安全社会資本整備交付金の大幅な確保を図る姿勢を強めており、全国市長会の一員として、また、秋田県市長会が一枚岩となって秋田県の現状を訴

え、国への要望を強化してまいりたいと考えております。

○議長(茂木 隆) 再々質問はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- ○議長(茂木 隆) はい、9番。
- ○9番(本間輝男) 次に、これも関連ございますので、西山副市長にお聞きします。

国・県等への補助・交付金の増額対応の姿勢を今、市長から伺いましたが、地方財政が縮小され、自主財源に乏しい地方自治体の対応としては、国の地方財政計画にきちんと登載され、支援、補助体制が確立されることが最も確実に実行される方向にあると考えます。早期実現のためにも、行動する強い市長会を望むものですが、財務省出身で最も財政に強い西山副市長の考えをお伺いします。

- ○議長(茂木 隆) 再々質問に対する答弁を求めます。西山副市長。
- ○副市長(西山光博) 本間議員の再々質問についてお答え申し上げます。

大変財政に強いと言われますが、大変恐縮する次第でございまして、ただでさえ小さ い体がなおさら小さくなる思いでございます。

現在、国、国会におきまして、まさに予算審議、参議院で予算審議されておりますが、 平成31年度の地方財政計画の全体規模、総務省の資料によりますと89兆2,500 億円と、30年度に比較して2兆3,600億円増額、率にいたしまして2.7パー セントの増額ということでございます。

31年度の地方財政計画におきましては、これまでの各市長会の要望活動の成果かと 思いますが、公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するための公共施設等適 正管理推進事業費におきまして、長寿命化事業の対象を拡充しております。この拡充し た中に橋梁が入っているということでございます。

橋梁の整備は、市民の安全な生活の確保のみならず、地域経済の発展に欠かせないものと認識しております。先程の市長の答弁にもございましたが、財政基盤の弱い地方自治体は、国などからの大幅な財源支援がなければ達成困難の事業と考えております。まずは要求なきところには査定なしというふうに言われますように、今後もより一層事業の促進のために、さらなる拡充につきまして、引き続き国や県に働きかけていくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長(茂木 隆) 次に、3番の項目について質問を許します。

○9番(本間輝男) 大仙市内の交通安全施設の取り組みについて質問いたします。

「車社会の到達」といわれた時代から「完全車社会」に移行した感のある大仙市であり、市民にとって車は移動手段として重要な位置付けとなっております。こうした車の増加に伴い、交通事故が一向に減少せず、特に交通弱者と言われる子どもたち及び老人層を守る姿勢は、市政の最大の責務と考えます。

私も市民の皆様との会話の中で、近頃特に信号機設置の要望、横断歩道、一時停止の 増加、通学路整備を強く求められております。

先般、こうした市民要望に即するため、市環境交通安全課に調査を依頼し、実態把握に努めてみましたところ、大仙市内における交通規制は、信号設置箇所175カ所、横断歩道設置箇所約1,200カ所、交通標識はかなり多数の数に上り、すべてを把握するのは難しいながらも、最も代表的な一時停止規制は約3,300から3,400カ所と推定されると回答をいただきました。環境交通安全課の職員の皆様に感謝を申し上げます。

こうした交通規制の設置者は秋田県公安委員会でありますが、市民の皆様の安心・安全を守る立場より、次の質問をいたします。

第1点目は、信号機等の交通安全施設の設置数の充足度を、どのように認識しておるのかお尋ねいたします。

第2点目は、市民要望の声が多数あることは当然であると認識しておりますが、本庁、 支所等で協議・検討の事例があるのか、また、その実数を捉えておるのかお伺いいたし ます。あわせて、大仙市としての検証、取り組みの状況をお答えください。

第3点目は、設置者である県への具体的要望状況と対応についてお尋ねし、実態に即 応した早期の設置を望むものです。

第4点目は、建設部道路河川課で対応する区画線、転落防止柵、防犯灯、カーブミラー、グリーンベルト等の交通安全施設整備に4,300万余り予算計上がされておりますが、これも市民の要望が高いと推察されます。歳出抑制の予算からして、各支所とどのような連携と、設置判断基準のもとに取り組んで事業効果促進を計っておるのか、お伺いいたします。

- ○議長(茂木 隆) 3番の項目に対する答弁を求めます。佐川市民部長。
- ○市民部長(佐川浩資) 質問の交通安全施設への取り組みについてお答え申し上げます。 はじめに、信号機等の充足度につきましては、秋田県警察本部及び大仙警察署を通じ

て把握したところでは、議員ご指摘の数の信号機等が現在市内に設置しておりますが、 平成28年度から平成30年度までの3年間で地域住民から出された要望71件のうち、 県公安委員会で対応した件数が半数以下の25件となっている状況や信号機の無い交差 点において、交通事故が発生している状況を踏まえると、市ではこれら交通安全施設の 設置が十分でないと認識しているところでございます。

次に、本庁、支所間での要望協議と実数の把握状況についてでございますが、毎年5月下旬に道路環境整備期間にあわせて、大仙警察署をはじめ市、道路または水路の施設管理者による共同現地点検を実施しております。この際に本庁のみならず各支所、教育委員会からも交通事故が多発している場所など、危険箇所への要望を集約し、支所職員も立ち会いの上で対応を協議しております。

なお、死亡事故により緊急を要する場合は、支所から直接大仙警察署に要望している ところでございます。

次に、設置者である秋田県公安委員会への要望状況につきましては、市に出された案件は全て大仙警察署に提出しまして、その後、秋田県警で精査した上で公安委員会へ上申されております。しかしながら、現状では十分な設置状況ではないことから、今後の交通安全運動期間等の機会を捉え、大仙警察署を通じ、要望の実現に向けて働きかけてまいりたいと考えております。

次に、道路交通安全施設の設置施行基準につきましては、安全施設は区画線、転落防止柵、防犯灯、カーブミラー、グリーンベルトを対象としております。そのうち防犯灯につきましては、本市独自の設置要綱を定めておりますが、その他の施設につきましては、国の基準に基づき設置の適否を判断しているところでございます。

どの施設につきましても市民要望が高く、限られた予算の中で緊急度及び優先度を判断して実施しておりまして、区画線及びグリーンベルトにつきましては、各地域で選定した設置箇所を建設部道路河川課で取りまとめまして、全地域一律の周期を設定した上で塗り替えを実施しております。

また、転落防止柵 1 枚や防犯灯 1 基など軽微なものにつきましては、各地域の維持修繕で個別対応しておりますが、設置費用が 1 0 0 万円を超過する内容につきましては、「大仙市道路整備に関する指針」に基づき、現地視察及び審査の上、設置判断を行っているところでございます。よろしくお願いします。

○議長(茂木 隆) 再質問ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- ○議長(茂木 隆) 次に、4番の項目について質問を許します。
- ○9番(本間輝男) 大仙市の農業生産の現況と次代、将来の生産方向の認識について、 私見を交え、農林部の所見をお伺いいたします。

統計が今少し古いわけですが、農林業センサス平成28年の推計によると、大仙市の農業産出額は、総額で223億2,000万円であり、米が全体の63.3パーセント、141億9,000万円、大豆、野菜、花卉等部門が48億4,000万円、畜産は32億5,000万円、6次的加工・農産物に至っては、数値表示がされておらない状況にあります。この数値から察せられるのは、いかに米に偏重しておるのか歴然としております。

お隣横手市では、総産出額は282億と大仙市を上回りながらも、米生産額は117 億円、約42パーセント余りと、バランスのとれた状況が確認できます。

次に、農業生産の担い手であり、基本構想の中心となる認定農業者、法人等の実数は、 基盤整備事業の推進とそれに伴う制度上の条件等により、平成30年9月末現在89法 人と若干の伸びを示しながらも、個人の認定農業者数は1,499人、そのうち60歳 以上の方が938人、さらに65歳以上の高齢化率は46.6パーセントとなり、集落 営農組織が47形態と、減少もしくは伸び悩みの事実にあります。

さらに、青年等の就農促進は、基盤強化促進法に基づく認定新規就農者の伸びも鈍いながらも、農地の集約化は県内トップの68パーセントの数値が出ておるのは成果と捉えることができます。

県内の農業就業人口は、平成27年に5万5,000人余りと平成元年の半分余りに推移し、高齢化と離農、担い手不足に歯止めがかからず、大仙市を含め、その方向に危惧する現実と捉えます。その打開に、県は農業労働力サポートセンターの設置を決め、労働力を融通し合うシステムと外国人雇用の体制づくりも視野に入れた対応の検討に入るようであります。やや悲観的事実を申し上げ恐縮ではありますが、さらに躍進する大仙市農業を望むためにも次の質問をいたします。

第1点目は、大豆栽培の拡大、枝豆の増産、花卉等の増量、いぶり大根の生産拡大など、前向きな生産活動が見られる反面、依然として米偏重に代表される大仙市農業の生産状況をどのように捉え認識しておるのか、まず農林部にお尋ねいたします。

第2点目は、若い認定農業者の確保はもちろん、農業次世代人材投資事業、旧青年就

農給付金は、前年度比1,116万余りの減、農業夢プラン事業費でも8,034万円の減の予算計上であります。そして、平成30年度、本3月補正で8,000万弱の減額を予定しております。こうした施策は、ほぼ国・県が全額を補填・交付される事業からして、対象者への周知と理解度の向上を図り、制度の活用を強力に推し進めるべきと考えます。

また、中心経営体(個人、法人等)が農業機械等の導入助成に前年の倍以上の2,092万円を予算計上されておりますが、経営体育成事業は、全額県支出金で賄うわけですが、農業夢プラン事業1億1,900万と同様に、個人よりも法人等の経営体が主であり、個人にはあまりにも制約が多く、大仙市として今少し踏み込んだ、国・県の補助を活用した大仙独自の補助事業等を検討すべき時期と思料されます。創意と工夫の上に立った実体に即した農業補助金施策の創設を求めるものであります。

第3点目は、認定者のみならず、法人、営農組織の育成は、次代の大仙農業の必須事項であり、移行へのステップアップを急ぐべきと考えますが、その意にあるのかお伺いいたします。

第4点目は、農業後継者対策で、全県に先駆けて設置された東部及び西部新規就農者 センターは、その歩みと確実な前進が各方面より高い評価を得ております。

この施策は、米偏重よりの脱却を目指して、野菜、果実、花卉等を中心に捉えております。新規就農者の育成状況が秋田魁新報大曲支局・田中倫子記者の体験報道は、一服の清涼感を与えてくれております。私は、この施設は大仙市農業の基礎拡大と後継者の増加を思料するならば、さらに一歩踏み出して、畜産部門、農産物加工等も視野に入れ、県農業フロンティア制度と連携した検討も必要と考えます。

畜産部門は、初期投資、設備等に多額を要することは承知しておりますが、幅広い人材育成は重要であり、動向を調査・検討の上に、大胆な発想の中に飛躍があるように思い、新規就農センターのさらなる拡充と支援、そして的確なる指導者増員を求め提案いたします。

第5点目は、国による米の生産調整が廃止された以降、幸い米価が上昇傾向にはありますが、国民の米離れは確実な状況にあり、健全な農業所得向上を目指すならば、複合部門への挑戦は不可避と考えます。

降雪地帯に位置しながらも、適地適作の模索は絶対に必要と考えます。大豆、枝豆、 ネギ、いぶり大根等の栽培が先行しておりますが、今一つ踏み込んだ施策と検討を問う ものであります。

かつての大仙市農業指導センターは、今日、大仙市農業関係団体連絡協議会に変更され、各支所ごとに地域部会が設置されておりますが、年1回程度の開催と伺います。こうした対応では、地域生産者の声が反映されないのは当然であり、指導者の確保、専門職の拡大、職員を含めた人材育成が絶対に必要です。こうした事実を踏まえた今後の複合部門への対応と指導体制についてお尋ねいたします。

第6点目は、JA秋田おばこの問題が発覚以来、大型法人、個人等で独自販売を模索し、農協に依存しない生産農家が多数増加している傾向にあると感じられます。米偏重よりの脱却を目指しながらも、当面の米づくりが主流の当市の現実からして、米市場への対応は、さらに厳しくなる中、昨年12月、平成31年産の本県生産目安は40万7,000トン、前年0.4パーセント減と発表され、集荷業者、卸会社等と事前契約を推進していく方針と発表されております。これは消費者の米離れ、米価の下落懸念が大きな要素と考えられます。

これに対し、大仙市地域再生協議会も本年2月末までに生産目安を作成されたと思料されますが、生産農家の大事な部分でありますので、その実数と積算根拠を示し、説明を求めます。

以上、拙い意見を交え様々質問してまいりましたが、農業が良くならなければ大仙の 活性化はないという思いからして、農林部の積極的発言と答弁を求めます。

- ○議長(茂木 隆) 4番の項目に対する答弁を求めます。福田農林部長。
- ○農林部長(福田 浩) 質問の大仙市農業の現状認識と次代の農業の方向性についてお 答え申し上げます。

はじめに、農業生産状況につきましては、ご質問にもありましたとおり、本市の農業産出額は、直近の統計ベースで総額223億2,000万円、農業産出額に占める割合は米が一番多く、秋田県の農業に占める米の割合と比較しても10パーセント高い約64パーセントとなっております。

市では、米依存からの脱却を目指し、複合経営や周年園芸の推進に努めており、土地利用型作物である大豆の作付面積の増加や若手畜産農家の積極的な規模拡大により、畜産部門の農業産出額が10年前より約11億5,000万円増加するなど、米の占める割合は、10年前より約7ポイント減少しております。

今後も、国・県事業の活用と市独自の施策の展開による複合経営の推進に努めてまい

りますが、1万7,700~クタールの広範な水田における本市の農業生産構造の転換 については、短期間では効果が現れにくいものと認識しております。

次に、補助金を活用した独自の補助制度の検討につきましては、市では、国の「農業 次世代人材投資事業」「経営体育成事業」や県の「農業夢プラン事業」の申請において、 農業者に寄り添って計画策定のアドバイスを行い、国・県に対し事業承認申請をしてお ります。

これらの事業については、その性質から、事業を円滑に進め、申請者に不利にならないよう、市の予算に計上しており、採択されなかった場合は、減額補正をお願いしているところでございます。

また、制度の活用を進める一方で、全国的な要望数の増加に伴い、採択のハードルが 高くなっていることも事実であります。

市では、県事業のかさ上げのほか、独自の補助事業として「意欲ある稲作経営体応援事業」により、個人農家や1戸1法人に対するコンバイン・田植機等の導入を、また「畑作園芸振興事業」「6次産業化推進事業」により、それぞれ必要な機械・設備の導入に支援しており、国・県事業の要件に満たない場合の活用を進めております。

市単独では、大規模な支援は難しく、機械等の導入は国・県事業の活用が基本ではありますが、事業における効果を検証し、実態に即した有効な補助事業の創設に取り組んでまいります。

次に、法人、営農組織の移行へのステップアップにつきましては、直近の1月末時点での農業法人数は94法人、集落営農組織数は47組織となっており、集落営農組織については横ばいではありますが、農業法人は5法人の増加となっております。

現在、各地域において県営ほ場整備事業を契機とした農業法人が新設されており、今後もほ場整備事業の進展とともに、農業法人は増加していくものと見込んでおります。

県営ほ場整備事業の実施に当たっては、各地区の営農構想の策定が義務付けられており、営農形態の複合化の推進についても必須であることから、市といたしましては、各地区の営農構想の実現に向け、必要な設備投資のための各種補助事業等、制度の浸透を図るとともに、十分に活用が図られるよう努めてまいります。

次に、東部・西部新規就農者研修施設の拡充につきましては、これまで両研修施設に おいて、平成29年度までに73名が研修を終え、市内各地において、独立自営、また は雇用就農し、地域農業を支える担い手として活躍しており、さらに今年度末には5名 が研修を修了する予定となっております。

施設の指導体制としては、県の普及指導員退職者を農業専門技術員に5名任用し、定員を東部が10名、西部は5名として、野菜・花きの栽培技術の習得を中心に研修を行っており、リンゴや梨等の果樹や畜産、稲作の各部門の研修を希望する場合は、県で実施する未来農業のフロンティア育成研修を選択しております。

このフロンティア育成研修制度は、平成3年から開始されており、このうち畜産部門 研修については、本市神岡地域の県畜産試験場を主会場に、肉用牛・酪農の各分野での 研修が行われ、今年度末の修了予定者を含めた実績は13名となっております。

研修修了後、畜産を継続している方々は、それぞれが市内各地において意欲的に経営 に励んでおり、市内はもとより県内の畜産振興のけん引役として大いに活躍しておりま す。

これら就農に向けた研修については、就農後の経営の安定化に向けて、施設が十分に整備された環境のもと、栽培等技術や知識の習得をすることが肝要であるとともに、研修を通じて地域内における生産者間の横のつながりを築くことも大きな目的の一つであると認識していることから、畜産分野の研修希望者自体が少ない現状におきましては、これまでと同様、県実施の研修への誘導が望ましいものと考えております。

また、農産物加工研修については、現在、本市研修施設において、県等が主催する6次産業化や農業経営に係る講習会への参加や市内の先進農業法人の代表者を講師に招いての座学等の研修を中心に行っておりますが、加工等の実践研修につきましては、多種多様な手法があり、研修ニーズも多岐にわたることから、実践研修の指導体制の整備は難しいものと考えております。

市といたしましては、今後、研修者の要望に応じて、市内外の先進的な取り組みを 行っている農産物加工者による研修の受け入れの情報収集に努めてまいります。

次に、農業指導体制の充実と人材育成につきましては、市では、大豆栽培における品質の高位平準化、稲作における労力や経費の削減に向けた直播栽培を進めるため、農研機構東北農業研究センターと連携し研究と普及に当たっております。

また、トマト園芸メガ団地では、JA全農の専門研究員や県の技術専門員との連携により、フォローアップチームでの技術検証・指導に当たるとともに、本市が取り組むいぶりがっこの産地化については、原料大根の生産拡大を効率的に進めるため、秋田県立大学や県総合食品研究センターとの連携による栽培方法のマニュアル化など、専門的な

視点で研究機関と連携し、技術指導や普及に取り組んでおります。

また、農業従事者の高齢化、後継者不足の解消のため、県では、本市の農業法人において農作業自動運転化やイチゴ栽培の技術確立に向けたICT、IoT技術を活用した実証試験が進められ、今後、農業分野における情報技術の活用が展開されるものと考えております。

農業指導体制においては、人材育成と含めて国・県のスマート農業の推進を視野に入れ、新たな手法を取り入れ平準化を図ることが農業者の技術向上に必要であると捉えており、専門研究機関による最新技術を取り入れながら、現場における県、JA等の技術専門員と連携し、農業技術の普及に取り組んでまいります。

次に、31年産米の生産の目安の実数と積算根拠につきましては、県の生産の目安40万7,000トンを基に算定しております。その算定方法につきましては、最初に、県内の全水田へ作付けした場合の生産数量72万3,037トンを算出し、県の生産の目安40万7,000トンをこの生産数量で除することで県の生産の目安の設定率56.29パーセントを算出し、これを市の生産の目安としております。

次に、大仙市の10アール当たりの収量の直近7年間の平均と県南平均収量を勘案し、 平成31年産の統一基準単収を10アール当たり585キログラムと算定し、大仙市水 田台帳面積から、市の全水田への作付けした場合の生産数量は10万3,579トンと なります。これに市の生産の目安56.29パーセントを乗じ、市の生産数量5万 8,304トンを算定しております。

また、方針作成者及び方針非参画者に対しましては、平成30年産に引き続き、平成31年産においても地域の実情に応じた調整をし、生産の目安の設定率については、市全体の目安の内数となるように56.2パーセントに設定し、提示しております。

以上であります。

○議長(茂木 隆) 再質問はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- ○議長(茂木 隆) はい、9番。
- ○9番(本間輝男) 大変ありがとうございました。私自身、今、部長が申されたとおり のことも考えますが、一番大切なのは、生産農家の生の声を聞き、それを政策に反映し ていくことが最も大事だと思っています。一つ例を挙げますと、大豆産地化推進事業費 がありますが、この中で1年目、2年目、3年目の助成があるわけですが、3年目以降、

助成単価を見ても1万1千円のものが50パーセント以上、220キロを上げるという前提になっています。緩和されたものでは、200キロを80パーセント以上、1等、2等が大豆生産であれば、補助5,500円差し上げますよということを書いてあるわけですが、大豆は本来であれば、2年目が一番収量が出ます。3年、4年になりますと収量が落ちてきます。これ、生産農家で私、分かってます。こういうのでは、3年目以降に実際の50パーセント以上で220キロの生産数量なんか出てこないです。地域として非常に難儀してます。仮に緩和されたとしても、全面積の80パーセント以上、200キロを超える生産農家を集めて5,500円をもらうために、相当3年、4年、5年なりますと生産が落ちてきます。こういう政策は、やっぱり生の声を聞くということが私は大事だと思っています。だから、補助金を差し上げるということではなくて、やっぱり生産農家が最も欲しいもの、最も生産農家がこうやってほしいという声を聞いてほしいというのが私の本音です。その点について、この大豆産地化推進事業費についての部長のお考え、お聞きします。

- ○議長(茂木 隆) 再質問に対する答弁を求めます。福田農林部長。
- ○農林部長(福田 浩) 再質問にお答え申し上げます。

大豆産地化事業につきましては、最初の3年が規模拡大ということで、これが実効ありまして、現在1,200~クタールの作付けになっております。

二つ目の事業を起こしたときに、この品質に特化しないと、これ続かないだろうということで、品質ということを全面に出して今の制度になっております。

本間議員のおっしゃるとおり、3年目、4年目につきましては、また連作障害等様々な、肥培管理だとか、そういうところの技術も必要と思います。そういうところを実際の農家に再度意見を伺いまして、制度を見直してまいりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(茂木 隆) 再々質問はありませんか。
 - (「議長」と呼ぶ者あり)
- ○議長(茂木 隆) はい、9番。
- ○9番(本間輝男) 縷々質問してまいりましたが、いろいろな項目の中で31年産米の 生産目安と実数等を質問いたしましたが、関連がありますので、最後に老松市長に質問 させていただきます。

地元 J A 秋田おばこの過年度分の米自主販売等により、76億円ともいわれる膨大な

損失と不明金の発生は、いまだその原因の究明すら不完全であり、その返済計画、健全 化計画も不透明な状況にあると考慮いたします。さらに、先般の全農秋田よりの平成3 0年産米追加払いが不確実に推移する中、急速な農協離れ、組合員離れが懸念され、資 本率、組合員数、事業量の低下が危惧されております。

農業生産の中心的位置付けである地元JA秋田おばこの存在は大なるものであります。 この困窮する秋田おばこの指導は県であり、行政機関である大仙市は、ある意味、傍観 者的苦慮する位置付けと考えますが、先行き不透明感を抱える農家の皆様よりは、県の 指導に期待する向きも多数と考えます。

市長は、多数の構成員である農家の方々を守る立場からして、この現実をどう捉え、 どのように認識しておるのか、難問ではありますが、あえてお伺いいたします。

- ○議長(茂木 隆) 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。
- ○市長(老松博行) 本間議員の再々質問にお答え申し上げたいと思います。

質問のJA秋田おばこの米問題につきましては、私が市長に就任した年で、折しも40年以上続いた生産調整が廃止され、農業を取り巻く環境が大きく変わる転換期、JAは本市基幹産業を支える良きパートナーとして、園芸振興や6次産業化の推進等でさらなる連携を考えていた矢先、米の直接販売事業における赤字、未収金など不適切な会計処理の問題が起こったことは、大きな驚きとともに大変残念に感じたところでありました。

市の対応といたしましては、米の共同計算赤字に対する直接的支援はできませんが、 現在、JAは経営改善計画のもと、様々な取り組みを進めているところと伺っており、 また、少しスピードアップで経営改善計画を図るというような新聞の報道もありました。 一刻も早い経営再建を強く願っているところであります。

市といたしましては、基幹となる稲作に園芸・畜産を組み合わせた複合経営の推進に加え、新たに「いぶりがっこ産地化」や「農業と食の地域活性化構想」の取り組みを進めようとしております。その実現には、JAの関わりが不可欠であるというふうに思っております。これら事業の成果を上げていくことが、市が目指す農業所得の向上や地域農業の活性化、引いてはJAの経営改善につながっていくものと考えており、今後もJAと連携をしながら、活力ある地域農業の展開を目指してまいりたいというふうに考えております。

○議長(茂木 隆) これにて9番本間輝男君の質問を終わります。

【9番 本間輝男議員 降壇】

○議長(茂木 隆) 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。 本日はこれをもって散会し、明日、本会議第4日を定刻に開議いたします。 大変ご苦労様でした。

午後 2時20分 散 会